

令和4年第1回設楽町議会定例会（第2日）会議録

令和4年3月11日午前9時00分、第1回設楽町議会定例会（第2日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 原田純子 | 2 村松純次 | 3 七原 剛 |
| 4 原田直幸 | 5 今泉吉人 | 6 金田敏行 |
| 7 金田文子 | 8 高森陽一郎 | 10 田中邦利 |
| 11 加藤弘文 | 12 山口伸彦 | |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

- | | | | |
|---------|-------|------------|--------|
| 町長 | 土屋 浩 | 副町長 | 久保田美智雄 |
| 教育長 | 大須賀宏明 | | |
| 総務課長 | 鈴木浩典 | 企画ダム対策課長 | 関谷 恭 |
| 津具総合支所長 | 佐々木智則 | 生活課長 | 金田敬司 |
| 産業課長 | 後藤武司 | 保健福祉センター所長 | 加藤直美 |
| 建設課長 | 小川泰徳 | 町民課長 | 村松 一 |
| 財政課長 | 原田 誠 | 教育課長 | 遠山雅浩 |

4 議会事務局出席職員名

事務局長 村松浩文

5 議事日程

日程第1 発議第1号

ロシアのウクライナ侵攻についての決議について

日程第2 一般質問

1 原田直幸議員

- (1) 道の駅したらの運営について
- (2) 田口高校の存続に向けた支援策について

2 加藤弘文議員

- (1) 「次世代にしっかり繋いでいける町づくり」のための移住定住対策について

3 原田純子議員

- (1) 日常の買い物が安心して出来る町づくりについて
- (2) 持続可能な町民の移動手段について

4 今泉吉人議員

- (1) 町民の目線に立った町政のあり方を問う
 - ア 区長、組長手当の見直し案について
 - イ 町民の安否確認について
 - ウ 生活必需品の補助について

5 金田文子議員

- (1) 町長の自治体経営の令和4年度の重点事項を問う
- (2) 重点事項を実現するための人材育成（特にデジタル化推進員制度）の考

え方を問う

- (3) 農業振興に係る具体的施策の変容を質す
特に「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」から課題を問う
- (4) 町民のウェルネス（資料参照）実現への考え方を問う

6 田中邦利議員

- (1) コロナ感染症から町民を守るために
- (2) 新城設楽風力発電計画（仮称）について

7 高森陽一郎議員

- (1) 冬期の除雪、雪害対策等特に、国道 257 と沖駒地区に関する現状把握について
- (2) 広域農道全線開通後の沖駒地区再開発について

8 七原剛議員

- (1) きららの森整備事業について
- (2) 清崎地区の公共用地の利活用について

会 議 録

開議 午前 8 時 58 分

議長 おはようございます。定時よりまだ 2～3 分早いわけではありますが、皆さんおそろいようですので、今日は日程がびっしり詰まっておりますので開会したいと思いますけど御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。ただいまの出席議員は 11 名です。定足数に達しておりますので令和 4 年第 1 回設楽町議会定例会第 2 日を開会いたします。

なお、14 時 44 分になりましたら、一時中断いたしまして、東日本大震災により犠牲になられました皆さんに黙祷を捧げたいと思いますので、その時間になりましたら途中ではありますが、休憩をとらせていただきますので、御承知置きをいただきますと思います。

それでは、本日の会議を開きます。

本定例会の議会運営ならびに本日の議事日程を議会運営委員長より報告を願います。

10 田中 令和 4 年第 1 回定例会第 2 日の運営について、3 月 9 日と 11 日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

日程第 1 は、本日上程し、質疑、討論、採決までお願いします。

日程第 2 「一般質問」は、8 名の質問があり、受付順で、質問時間は、答弁も含めて 50 分以内でお願いします。なお、確認のために申し上げますが、質問方式は、一問一答方式か一括方式かを宣言の上、質問してください。

以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますので、よろしくをお願いします。

議長 日程第 1、発議第 1 号「ロシアのウクライナ侵攻についての決議について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

10 田中 同僚議員の賛同をいただきまして、ロシアのウクライナ侵攻についての決議について提案をします。この提案を別紙のとおり、設楽町会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由。ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は武力の行使を禁ずる国内法及び国連憲章の重大かつ深刻な違反であるのでロシア軍による侵攻を非難するとともに、ロシアに対し、即時攻撃の停止と部隊の撤収を求める決議をするためであります。

案文を読み上げまして内容の説明とさせていただきますが、次のページをめくって下さい。

2月24日、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を行った。

このことは、ウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法及び国連憲章の重大かつ深刻な違反であり、核で世界を威嚇することとあわせて、断じて容認することはできない。

本町では、核兵器廃絶と、戦争のない安心して暮らせる社会の実現を願って平和宣言を行っており、ウクライナへの侵攻はそのような町民の願いに反するものである。

よって本町議会は、ロシア軍による侵攻を非難するとともに、ロシアに対し、即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年3月11日 設楽町議会。

議長 提案理由の説明が終わりました。

発議第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

8 高森 私は、この決議に反対の立場で討論をさせていただきます。というのは、戦争は、反対です。しかし、この紛争の元々の原因はウクライナのNATO加盟という話です。言ってみれば昔の京都だったウクライナが江戸のロシアに反発をした、そういう、日本の明治維新のような戦争です。これによってアメリカは漁夫の利を得て、しかも中国と正面戦争ができやすい、そういう状況ができています。なおかつアメリカのメディアが小麦とトウモロコシを独占する、そういうふうな魂胆もありますので、やはりこれはアメリカも含んだ戦争反対という文言が無い限りは反対です。

以上です。

7 金田(文) 賛成の立場で討論をします。いかなる理由があろうとも、子供たちをはじめ、人々の尊厳が奪われるような行為は断じて許すことができません。よってこの決議文に賛成いたします。

議長 反対の発言はございますか。

(なし)

議長 討論を締め切ります。これで討論を終わります。

発議第1号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。
発議第1号は、原案のとおり決定されました。

議長 日程第2「一般質問」を行います。
質問は、受付順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内といたします。
はじめに、4番原田直幸君の質問を許します。

4原田 おはようございます。4番原田直幸です。通告に従い、一括方式で質問をさせていただきます。

はじめに、この3月議会定例会を前に御逝去された伊藤武議員に対し、心から御冥福を心からお祈りしたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

1つ目は、道の駅したらの運営管理に対してであります。

道の駅したらが昨年5月にオープンしてから約10か月が経過しようとしています。オープン当初は臨時駐車場にもかなりの車が入っていて、盛況を極めていたわけですが、冬場に入りお客さんの数も大分少なくなっている状況になっています。

オープンから1年は経過していないわけですが、奥三河郷土館を含めた道の駅全体の管理・運営や個別に貸しているテナントの収支状況等、いろんな課題が出てきているのではないかと思います。

そこで、今までの現状を把握し、課題に対する新年度予算を含めた対応策について聞きたいと思います。

1点目として、道の駅の来場者数の推移及び予測との相違についてであります。1月の議員懇談会で産業課長から今までの入場者数等の説明を受けたわけですが、開設前の予想と実際の入場者数の相違についてどのように考えているのでしょうか。

2点目として、入場者数の予測を含めて各テナントの売上げ等はどうのような状況かを確認したいと思います。

アとして、清嶺食堂の収支の状況や雇用されている人数、社会保険等の雇用の形態はどうのような状況でしょうか。

イとして、清嶺市場の収支状況と併せて、どこからどうのような産物が出荷されているのでしょうか。

ウとして、ほうらいせん「酒らぼ」の利用状況です。コロナ禍で人を集めての酒造りは困難を極めると思いますが、どの程度の利用があるのでしょうか。

エとして、奥三河郷土館の入場者数です。今までの田口字向木屋にあった時代と比べ、多くの人たちに見ていただければと思うわけですが、実際の入場者数は、田口の閉館前と比べどの程度増えているのでしょうか。

オとして、近隣施設——八雲苑、田峯直売所、ファミリーマート等の売上げの状況についてであります。一昨年の12月議会、一般質問の答弁で、産業課長は道の駅から周辺施設へお客が流れていくのではないと答弁されています。実際、八雲苑、田峯直売所、ファミリーマートの売上げは伸びている状況となっているのでしょうか。

3点目として、観光協会の運営についてであります。今まで役場内にあった観

光協会の事務局を設楽町の南の玄関口である道の駅に移し、職員を事務局長として派遣しているわけですが、道の駅との関わりがどうなっているのでしょうか。

4点目として、株式会社船井アソシエイツの関りについてであります。船井アソシエイツは、道の駅全体のまとめ役として、テナント使用料の支払い等を行うことになっているのと、去る9月議会で可決した運営管理の委託先にもなっているわけですが、実際の活動状況はどのようになっているのでしょうか。

5点目として、道の駅関係者と地元業者との話し合いの状況についてであります。産業課長は八雲苑等の関係者と毎月話し合いを持つとのことでしたが、現時点でどのような話し合いがもたれ、どのように改善されているのでしょうか。

6点目として、駅長と運営管理についての関わりについてであります。今までは駅長を町長が兼務していることをテレビ等でも紹介されているわけですが、道の駅の宣伝や集客のためのアイデアを出していく駅長と実際に施設を運営するための責任者とは立場や考え方が違うと思われるわけですが、その辺をどのように考えていますか。

7点目として、道の駅したらの運営管理の課題についてです。今までの質問の中でもいろんな課題が出てきているのではないかと思うわけですが、どのようなことが課題となっていますか。

8点目として、今後に向けた売り上げの増加や運営管理への対策についてです。どのような方法がベストな運営管理の方法と考えているのかを聞きたいと思います。

次に2つ目として、土屋町長は、先月行われた奥三河ビジョンフォーラム新春懇談会での発言で、「田口高校の存続活動を進めるだけでなく、カーボンニュートラルで林業が見直されている。林業アカデミーを設け、従事する人を増やしていければ」と提案をされています。

林業のプロでもある土屋町長の考える林業アカデミーとはどのようなものなのかと聞きたいと思います。

また、小中学校の統合問題が出されているように、これから益々少子化が進み、生徒数の減少が予想され、実際、令和4年度の生徒の志願者数を見ると、普通科は2名、林業科は第2志望も併せて11名と田口高校の存続が一層危惧される状況となっています。今までいろんな形で支援がなされていますが、もう一歩踏み込んだ支援が必要ではないかと考えます。そこで質問をしたいと思います。

1点目として、今までお仕事フェアや資格取得に対する支援等して好評だと理解はしていますが、生徒数の増加にはなかなか繋がっていない状況だと思います。町当局としてどのように考えてみえますか。

2点目として、令和3年度から県立高校3校——ここで、田口、新城有教館、足助と書いてありますけれども、新城有教館ではなく、福江だということですので、すみません、訂正をしていただきたいと思います。に、学校運営協議会が設置され、町長や教育長も委員になっていると聞いています。どのような話し合いがもたれ、田口高校の運営をどのように進めていくつもりなのかをお聞きしたいと思います。

3点目として、他地域から生徒に来てもらうためには、県内唯一の林業がある高校という特色だけではなく、魅力ある部活動を作ることも必要だと考えます。

また、先の町長の施政方針でオリエンテーリングのまち設楽を目指すとしています。そこで、オリエンテーリングで日本一に輝いた伊藤樹君や戸上夫妻など優秀な人材と適した環境を強みにしてオリエンテーリング部の創設を積極的に田口高校に働きかけるとともに、人的、金銭的な支援をすることは考えられないでしょうか。

4点目として、北設楽郡内の1学年の生徒全員が田口高校に進学しても定員を超えない状況であることから、定員を満たすためには田口高校の魅力をもっとたくさんの人に知ってもらい、県内はもちろん全国から生徒を集める必要があると思います。そのためには清和寮の活用は不可欠です。そうしたことから、例えば県から施設の払い下げを受け、寮の運営を一括して設楽町が行うとか、寮監や給食を作る人を町が雇用するとか、清和寮の運営に対して支援をもっと積極的に行えないかを問いたいと思います。

最後に、5点目として、奥三河ビジョンフォーラム新春懇談会で発言された田口高校の存続に向けた施策として、土屋町長が考える林業アカデミーとはどのようなものかをお聞きして、1回目の質問とさせていただきます。

町長 担当課長が答弁をしたのちに私のほうで答弁をさせていただきますのでよろしくをお願いします。

産業課長 おはようございます。それでは、「道の駅したらの運営について」説明をさせていただきます。

まず最初に、中程にある奥三河郷土館の入館者数は教育委員会からお答えさせていただき格好になりますので、産業課の関連するところを先に全て説明をさせていただきます。

それでは、1番目にあります、「道の駅の来場者数の推移及び予測との相違について」を説明をさせていただきます。

道の駅したらにつきましては、かねてから議会でも説明させていただきましたけれども、年間来場者数を10万人、年間売上を1億円と目標設定しておりました。直近のとりまとめでは2月末までに約22万人が道の駅したらへ訪れています。この数字は、店舗のレジ通過者や郷土館の来場者のほか、実際に駐車場等で行った車両調査をもとに算出したものです。

当初を大きく上回ったのは、道の駅のブランド力もあると思います。近隣で大きな商業施設等の開業が無かったことや、またコロナ禍において県外移動の制限がかかったことも大きいものと思われまます。そのためか、当初は名古屋市など東三河地域以外の来訪も多かったのが事実です。直近の調査では、東三河、浜松方面からの来訪者が大半を占めている状況です。一昨年来から、コロナ禍で大きなイベントなど開業に向けた仕掛けができなかったことを考えますと、想定以上の来場者が訪れたこととなります。これが一時的なものとならないように施設のブランド化、運営の安定化に向けて来年度以降の仕掛けが重要になってくると思います。

続きまして、2の「各テナントの売り上げ等の状況について」と、アからエを除いたオまでの、清嶺食堂の収支や雇用の状況、清嶺市場の収支状況、ほうらいせん「酒らぼ」の利用状況、近隣施設——八雲苑、田峯直売場、ファミリーマート、の売上げ状況について説明させていただきます。これにつきましては、一括で説明をさせていただきます。

船井アソシエイツを含めて3社で共同して、道の駅したらの地域産業振興施設のテナント運営に取り組んでいます。

イの各テナントの売上げ状況についてですが、アの清嶺食堂の収支や雇用の状況、イの清嶺市場の収支状況、ウのほうらいせん「酒らぼ」の利用状況につきましては合わせて説明させていただきます。

全体の売上は、2月末現在で、約1億1千万円で、約22万人のお客様が訪れています。食堂のメニューは地元食材を積極的に取り入れるなど、近隣の道の駅とは一線を画したオリジナル性、ボリューム感を前面に出しており、お客様の声も好評です。お店のメニューを加工し、市場で売るなど、食堂と市場で一体感を持たせた経営を行っています。データを見ますと、平日ではシーズン関係なく来場者が安定していることから一定のリピーターがいるものと思われま

す。清嶺市場ですが、出荷者は約100名ほどいます。そのうちの8割が町内出荷者となっています。野菜は地元清嶺地区の清崎、田内を中心に、津具地区、田口地区からも出荷いただいております。お客様は何よりも地元産の商品を求めていることから、加工品を含めた地元関連の商品の充実に努めております。

ほうらいせん「酒らぼ」につきましては、基本的に事前ウェブ予約制で運営しています。利用者に関しましては、現在のところ350名ほどに来ていただいております。関谷醸造が飲食店舗を営まれている名古屋方面のお客様が多いとのこと

です。1階の市場、食堂と2階のほうらいせん「酒らぼ」が連携した道の駅オリジナル商品の開発も積極的に進めています。雇用状況ですが、食堂と市場の従業員は16名で、町内在住者は15名です。社員は16名のうち7名です。社員16名のうち11名を20代から40代が占めているなど、町内、特に若い層の雇用に努めております。2階のほうらいせん「酒らぼ」は、社員2名が勤務しております。

コロナ禍も踏まえて、各施設から提供いただいた令和元年度から令和3年度までのデータを基に売上げの傾向をお答えします。

それでは、八雲苑について説明させていただきます。毎月の売上げを見ますと、道の駅開業から11月までの間、天候に恵まれませんでした8月を除いてはコロナ禍前の令和元年度の売上げを全て上回っています。ただ、12月以降は例年

にない雪の影響か、令和元年度よりも売上げが落ちています。ファミリーマートです。コロナ禍においても通常営業しておりましたが、こちらは令和2年度とも比較してお答えします。毎月の売上を見ますと、八雲苑様と同様に前年度の売上げを上回っている傾向にあります。一方、12月以降も前年度と比べ売上げが伸びているのは他の近隣施設とは異なる傾向です。隣に飲食施設

ができたことによる弁当の売上に対する顕著な傾向も見られないとお話です。続きまして、田峯特産物直売所ですが、毎月の売上げを見ますと、コロナ禍前の令和元年度と比べて上回っている月が夏場を中心に見受けられますが、その月数は他の2施設を下回っています。

それでは、3の「観光協会の運営について」を説明させていただきます。

道の駅したらを設楽ダムの完成後を見据えた、地域の観光振興の拠点とするための中心的な役割を果たすことを目的に観光協会を道の駅したらに移転しました。御存じのように、山城展や御城印、田口線に関するイベントなど、町内各所に足を運んでいただけるような地域の資源を生かした取組を、奥三河ふるさとガ

イドなど地域の方々や奥三河郷土館、テナントとも協力して進めているところです。観光まちづくり基本計画でも観光協会を地域の観光資源を繋げるプラットフォームとして組織の機能充実をうたっています。しかしながら、組織的には弱く、奥三河ふるさとガイドといった地域の人材も後継者不足が懸念されています。独自性のある当町観光協会の活動は県内でも評価が高いものがあります。とはいえ、道の駅したらに事務局を構える以上、町全体へ観光による経済効果を出せるよう、行政中心の観光ではなく、民間の方々为主体となるような体制づくりが急務と考えています。

なお、現在、道の駅したらの平日の管理については、観光協会と町が協定を結んで観光協会に施設の管理をお願いしています。

それでは、4の「株式会社船井アソシエイツの関わりについて」を説明させていただきます。

株式会社船井アソシエイツとは、地元組織による運営を断念した後に、指定管理などの運営方法を研究検討する中、県内外自治体での請負実績が多いことから話を聞く機会がありまして、今日の関わりができております。現在のテナント事業者が公共施設での営業実績が無いことから、実際にテナントとして現場で経営される事業者のサポートという形で今日まで協力いただいております。統括テナントとして、実際に店舗を運営している2事業者の事務に関する手伝いで若干の手数料を受けているだけで、テナントとしての収入はほとんどありません。現在は管理業務を請け負っておりますが、管理業務の発注にあたっては、鍵の開け閉めといった日常的な管理業務はテナントの協力を仰ぐなどして極力費用を抑え、業務の中心は運営管理マニュアルや緊急時マニュアルの作成、施設内連絡会の事務局、SNSによる情報発信、冬季における集客事業の実験的イベントなど、成果が具体的に残るもの、今後の管理運営に向けた参考になるものといった業務にウエイトを置いています。

それでは、5の「道の駅関係者と地元業者との話し合いの状況について」ですが、説明させていただきます。

開業前は田峯特産物直売所を含めた道の駅周辺地元事業者様との連絡会を開催し、道の駅開業前には周辺地元事業者様を対象に現地見学会も開催しました。開業後はコロナ禍も重なり、連絡会を開催できませんでしたが、担当者が道の駅周辺地元事業者様を訪れ、声を聴き、意見や現状を伺っています。

この5月には道の駅したら1周年祭の開催を予定しておりますが、開業1年を立ち、これからも一緒に盛り上げていくため、周辺地元事業者様との連絡会を早い時期に再開できればと考えています。また、屋外スペースの区画貸しを通じて、町内事業者との連携も深めていきたいと考えています。なお、周辺地元事業者様に対しましては観光資源活性化補助金を交付し、店舗の拡大やトイレの改修などの支援を行っております。

続きまして、6「駅長と運営管理の関わりについて」と、7「道の駅したらの運営管理の課題について」を合わせて説明させていただきます。

駅長はテナント方式を採用するなど、管理体制が複雑になっていることから、現在町長が務めております。しかし、道の駅は公共施設ではあるものの、一般的な認識は商業施設です。現状の県内道の駅は当町を除いてほとんどが指定管理体制を敷き、駅長がその道の駅のリーダー、顔となってアグレッシブに動いています。

そこには商業施設に必要な現場主義、スピード感、緊急時の対応、集客に向けたタイムリーな取組が集約されています。どの道の駅も指定管理等の管理運営方式は別として、実際に経営に関与する者が施設の顔として現場に常駐しており、駅長の力量でその道の駅の成功不成功が見えるといっても過言ではない状況です。近い将来的にはこのような体制へと移行していく考えであります。まずは一つ一つの問題をクリアするため、来年度予算に計上した運営管理支援委託費に駅長としての業務も盛り込み、この道の駅の統括リーダーを明確にしていきます。

最後に、「今後に向けた売り上げの増加や管理運営への対策について」を説明させていただきます。

駅長につきましては、来年度予算の先ほど説明をした運営管理支援業務の中で駅長の業務を設けます。鍵の開け閉めとか非生産的な業務を委託するのではなく、道の駅はもちろん、来場者数、施設の収益、町内出荷者の拡大、コストの縮減など数値目標を明確にした仕掛けを中心業務としていきます。

地域おこし協力隊がとりまとめた資料によりますと、平日は昼食を求めるリピーターで来場者が安定しておりますが、土日は季節による来場者の変動が顕著であるとの結果が出ております。平日も安定しているとはいえ、ダム建設特需によるものが大きく、将来的な安定を担保するものではありません。また、シーズンなく安定した集客を図らなければ、地域の観光拠点とする道の駅したらの役割を果たせません。御祝儀相場は今年度限りと肝に銘じまして、将来像をより明確にし、未来へと繋げる次なるステップとして郷土館を含めた積極的な仕掛けを図れる駅長をもとに来年度から運営を進めていきたいと思っております。

産業課からは、以上です。

議長 遠山教育課長。

教育課長 失礼します。それでは、2(エ)「奥三河郷土館の入場者数」についてお答えします。

奥三河郷土館は、道の駅施設のひとつとして5月のオープン以降、旧郷土館の実績を大きく上回る入館者数となっております。見た目のインパクトがある新しい施設であること、それから国道沿いという立地の良さはもちろんですが、やはり道の駅を目当てに訪れた来場者を誘客できるという点が、大きなポイントであると考えております。

旧郷土館の昭和52年開館以降の入館者総数は、延べ15万845人。そのうち平成21年度から28年9月閉館までの7年半をみると、年間の入館者数はほぼ毎年1,700人台から2,000人台という状況でありました。

ちなみに、これらの数字はいずれも無料入場——これは、公的な視察団体の方々とか、ほの国パスポート持参された小学生などでありますけれども、これを含んでいます。

一方、新しい郷土館は、こちらでも無料対象の入場者を含みます。それから2階有料展示ゾーンの入館者数ということになりますけれども、2月末までで延べ8,500人を超える方々に来場いただいております。特にオープン直後の1か月間の集計では、1週目を除いて土日曜日がすべて緊急事態措置によって休館でありましたけれども、それにもかかわらず1,800人という旧郷土館の終盤の年間客数に近い入り込みを記録しまして、お盆の時期には既に5,000人を超えるという状況でありました。オープン後の御祝儀が薄れた秋から冬にかけては、日に1桁か

ら30人、40人といった数を前後しているような状況ではありますけれども、これから新年度に向けて特別展示など新たな魅力の発信が不可欠であることは言うまでもありません。

先ほど産業課長のほうからも説明がありましたけれども、道の駅したら各テナント等が一体となった様々な仕掛けも必要だと考えております。また、現実問題としまして、計上される入館者数の数倍ともいえる数の方々が有料展示ゾーン入口の手前で帰られてしまうという現状もありますので、そういった方々の背中を押す取組も併せて進めてまいります。

以上です。

企画ダム対策課長 企画ダム対策課からは、「田口高校の存続に向けた支援策について」御説明をさせていただきます。

まずはじめに、今までのお仕事フェアがなかなか生徒数につながっていない状況と思いますが当局はどう考えるか、についてお話をさせていただきます。

田口高校の魅力化は、設楽町版総合戦略の基本目標に掲げてあります。具体的には、基本目標4の、「設楽町での子育ての希望を実現する」の中で愛知県と連携して魅力化に努めるとうたっております。

現在行っている事業は具体的には、議員がおっしゃった「資格取得支援」「お仕事フェア」のほかに「路線バス通学費補助」や「入学祝金の加算」「奨学金返還支援金の加算」といったものであります。

これらの事業を実施することで、他の県立高校に通った場合と比べるとかなり手厚い支援になっていると思っておりますが、議員御指摘のとおり、生徒数の増には残念ながらつながっておりません。高校を選ぶ際に、一撃で決め手となるような支援策は、内容的にも財政的にもなかなか打ち出しができておりませんが、これらの制度を利用された方々からの評判は良く、田口高校に進学してよかったという声も聞いており、生徒数を増やす即効性には欠けているかもしれませんが、田口高校の魅力づくりとしての一翼は担っていると考えております。今後も田口高校が選ばれる学校となるよう進めていきたいと思っております。

次の2、田口高校の運営をどう進めていくつもりなのかお聞きする、ということでもあります。

この学校運営協議会は、その前身は令和元年度に北設3町村、愛知県関係機関及び田口高校により組織され、「地域で支える田口高校の教育活動検討会生徒・保護者から選ばれる学校をめざして」として議論が始まりました。

その検討会を経て、令和3年度から学校運営協議会が、いわゆるコミュニティ・スクールとして動き出しました。コミュニティ・スクールになると何が違うかということ、県立高校の校長は、毎年度、学校の基本的方針をこの学校運営協議会に諮り承認を得なければならないことになっていきます。その基本方針とは、1、教育計画に関すること。2、教育課程の編成に関すること。3、学校組織の編成に関すること。4、学校予算の執行に関すること。5、学校施設及び設備等の管理並びに整備に関すること、です。つまり、協議会は田口高校の運営に関する内容について、愛知県教育委員会や田口高校に対して意見を述べるができるようになります。その意見を反映させることにより、田口高校は地域に根ざした学校づくりを進めることができるようになる、という仕組みであります。

本年度は、協議会の中で「寮の運営について」と「バスの運営について」とい

う具体的な支援策の検討がなされ、田口高校へ実施に向けての支持がなされました。

なお、この協議会は、愛知県下では初の試みであると同時に、コロナ禍により会議のオンライン開催など、思うように進まない一面もありますが、今後も大きな視点に立ち、田口高校が持続可能となるよう、地域の声が届くように協議会の改善も同時に進めていくことを考えております。

次の、3、他地域から生徒に来てもらうためには、県内唯一の林業科がある高校という特色だけでなく、オリエンテーリング部の創設を積極的に高校当局へ働きかけるとともに、人的、金銭的な支援を行うことは考えられないか、ということであります。

これまでに「オリエンテーリングのまち設楽」を宣言し、町主催のオリエンテーリングフェスタの開催や愛知県スポーツ局との連携事業の実施、日本オリエンテーリング協会及び愛知県オリエンテーリング協会と意見交換し、オリエンテーリングを用いたさらなる地域振興ビジョンの共有を図りました。その中には、田口高校において、少人数学校である特徴を活かしたスポーツでもあるオリエンテーリング部の創部を目指すことも高校の魅力化に繋がるということで、田口高校へも話をしているところではあります。来年度以降この取組が具体的に動き出すよう地域おこし協力隊やオリエンテーリング関係者と協力しながら進めていきたいと思っております。

続きまして、4、北設楽郡内の一学年の生徒全員が田口高校に進学しても定員を超えない状況であることから、定員を満たすためには県内はもちろん全国から生徒を集める必要があり、そのためには清和寮の活用は不可欠である、ということでもありますけれども。

現在、清和寮の開寮日は月曜日から金曜日の平日のみです。閉寮となる日には寮生は自宅へ帰ることになります。寮の運営は、田口高校の寮務部が中心となって、田口高校教員2名が寮監として勤務しております。また、寮の食事提供においては町内の個人事業主の方をお願いし、朝・昼・夕の3食を提供していただきましたが、その方も高齢等の理由により現在は朝と夕方の2食のみの提供となっている状況で、今後は食事を提供していただく事業主さんを探すのも厳しい状況であります。こうしたことの改善についても学校運営協議会で議論してはいますが、根本的な解決策には至っていないのも事実です。

いずれにしても、清和寮は学校施設の一部としての位置づけがあり、現状では町が支援するのが厳しい状況ではありますが、そこを含め県と協議を行い、安定した寮運営が可能となるよう積極的に関わっていきたいと思っております。

以上です。

町長 それでは、順番にお答えさせていただきます。

まず、道の駅したらの今後の運営ということであります。今課長が説明したとおりでありますけれども。観光の拠点ということで整備をしておりますので、今後集客ということを目指して取組を進めたいなと思っております。その上で、体制の整備を1番にしなければということをおっしゃるので、今課長が説明をしましたが、道の駅につきましては、当初駅長の公募ということをおっしゃっていただけですけれども、業務の内容と金銭の結びつきがなかなかうまくいかないということですので、今、道の駅の管理という意味で、先ほど質問にもありましたけれ

ども株式会社船井アソシエイツさんと契約を結んでおります。ですので、今後しっかりと集客をしていただけるという状況を作り上げていただくように、船井アソシエイツさんに駅長業務を委託することを考えております。

そして、郷土資料館であります。現在館長さんがおみえですが、今の業務の多くは文化財の調査などに主眼を置いた館長さんになっております。ですが、立派なものを作ったわけでありますので集客を考えたいと思っております。この部分においては、今、公募をさせていただいておりますので、集客をしていただける体制を作るという意味合いを持たせた館長さんの設置を考えて、合わせて両方でもっと来場者を増やす取組を進めたいと思っております。

次に、田口高校についてお答えをします。

まず、田口高校の学校運営協議会であります。先日会合がありまして、中にワーキンググループがあつていろいろな話があるのですが、その中で3つの提言ということがありました。

この質問にもあります、寮の運営ということが主眼が置かれておりまして、まず、御飯をどうするのだということ、町内の業者さんに委託をしていこうということが提言をされております。土日の宿泊については、奥三河総合センターと契約をして寮の方に土日に泊まっただけのようにしようという提言がされております。

もう1つは、町民との関わりだとか、事業に対して町営のバスを使わせていただきたいという提言がありました。御存じのとおり、この協議会は現在東栄町、豊根村を含めた北設楽郡3町村でやっておりますので、3町村の中で運営をしていくということが必要になると思っております。その中で、バスについては東栄町も豊根村もいいじゃないかということでありましたが、設楽町はいろんな規約があつたりということでありましたので、一度精査をして使える方向で検討をしますとお答えを申し上げました。

寮につきましては、提言をされましたので反対をするわけではありませんが、基本的に今、愛知県下全域で募集をするということになっています。それを見たときに寮の運営は大変重要なものとなりますので、私のほうから根本的に学校の規則だつたり、地方財政法だつたりする縛りの中でこんな形しかできないということではありますが、ルールを変えて県と一緒に対応をするのか、ルールを変えられないのであれば、あり方自体を変えて検討する必要があるかといううことを御提言はさせていただきました。校長先生のほうからは、考えていこうじゃないかというようなことは言っていない状況です。

最後に、アカデミーの話であります。これは先日のビジョンフォーラムの中で発言をさせていただきました。私、御指摘のとおり林業に携わって40年くらいたちます。現在、カーボンオフセットであつたり、脱酸素、そして最近はウッドショックということで林業は大変大きなチャンスの中にあると思っております。そのときに一番感じるのは、山側、私たちの側できちんと需要に役立てられる体制を整備しなければいけないということが一番考えております。一番問題になるのは林業従事者が少ないということでもあります。

そのなかで、愛知県下に1つだけある林業科を持つ田口高校でありますので、魅力化を図るという意味で、そこにつながるアカデミーの設置をして進んでいく必要があると常々思っておりますので、その主旨で発言をさせていただきました。

た。これも3町村でやっている協議会でありますので、3町村の合意ということが必要だと思っております。豊根村、東栄町の町村長さんとお話をする中で、3町村ともその方向については全く同じ考えだという御理解をいただいておりますので、その方向で県にお話をしていきたいなと思っております。コロナですので、コロナが明けた段階で県に陳情をしていきたいと思っております。

林業アカデミーというのは、即戦力になるように、林業科を出たあとに、そこで実習であったり知識、技能を習得する機関だと思っております。全国で今約22あるそうであります。古いところでは昭和45年くらいに設立された所もありますけれども、隣の三重県では平成31年ということですので3年前くらいということですよ。

先ほども言いましたけれども、SDGsであったり、脱酸素という方向の中で林業というのはこれからもっともっと見直されるものだと私は感じておりますのでこんなお話をさせていただきました。そんな中でどんなことをするのかというのは設立をされればいろんなことが考えられると思っております。そういう方向性がきちんと出されたときには、田口高校の全国的な募集も考えられるのかなと思っております。

併せて、今の時点で田口高校の寮を町で運営ということは正直考えておりませんけれども、このアカデミーが設立されるという状況が県とできましたときには、アカデミーと田口高校を合わせた寮という考え方の中で町としてもできることはきちんとしていきたいと思っております。

以上であります。

4 原田 大分時間が押しましたので、道の駅、1点だけ質問をさせていただきたいと思えます。

先ほど、町長が駅長に船井アソシエイツをお願いすると聞きました。イベントの対応もそこが企画をしてやっていくという理解でいいと思うのですけれども、それと管理自体もそこが人を連れてきてやるという理解でよろしいのでしょうか。

町長 基本的には、そういうふうに思っています。一番は道の駅の駅長さんと、資料館の館長さん、そして観光協会が観光部門でありますので、つないでいくという意味もありますけれども、対等な立場の中でお互いの相乗効果が生まれるようなイベントなどをやっていただきたいと思っております。

4 原田 そういうことならば、そういうことでいいかと思うのですけれども、私が考えるのは、最終的には、せっかくあそこに観光協会の事務局を持っていっているので、総体的なイベントのコーディネーター的な部分も含めて観光協会がやっていただけるようなシステム作りをしていただけるように考えていただければと思います。よろしくお願ひしたいと思えます。

それから、田口高校の寮のことです。町長、昔たしかNTTドコモの横の所に学生向けの寮を作ったらいいかというような一般質問をされたと記憶をしております。寮についての理解はかなりおありになりますので、先ほどアカデミーを作る時には清和寮もという話をされておりますけれども、現実的に統合という話が目の前に近づいてくるような状況になりかねないので、なるべく早い時期に清和寮をもっと活用できるような形でお願ひしたいと思えますけど、その辺の決意だけを聞かせていただきたいと思えます。

町長 考えていくわけでありますけれども、基本的には問題の解決は県と共にしていくものだと解釈をしております。その上で、先日の学校運営協議会の中で、その場をしのぐことではなくきちんと将来に向けて皆さんと議論をしていかなければという意味で御提言をさせていただきましたので、そこを基準にまず考えていきたいと思っております。その上で寮のあり方というものを、町で何ができるのかということも含めて今後考えてまいります。

4原田 以上で終わります。

議長 これでは原田直幸君の質問を終わります。

次に、11番加藤弘文君の質問を許します。

11加藤 加藤弘文です。おはようございます。始めにまずもって、道半ばでご逝去された伊藤武議員の御冥福を改めてお祈り申し上げます。

また、今日で、3・11東日本大震災が11年目を迎えました。防災に対する備えをさらに高めることを改めて確認し合いたいと思っております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、事前に通告いたしましたとおり質問を始めます。

一問一答で質問させていただきますが、その前に少し述べたいと思っております。

本町の人口減少、少子高齢化は「人口ビジョン」にも示されたように極めて深刻です。これまでと同様、その対策としての移住定住対策は、本町の存亡をかけた重点政策であると思っております。この政策の成否が、町長の掲げる「次世代にしっかり繋いでいける町」の実現を決定すると思っております。そのために、これまでの移住定住対策の課題や問題点を誠実に分析し、見直す必要があると考えます。また、それを踏まえて、今後の移住定住対策をどのように実効性のある対策としていくのかを町の総力をあげて検討し、早急に取り組んでいく必要があると考えます。町長は「施政方針」の中で、「現行の各種事業の見直しが必要と考え、その体制整備に重きを置く」と述べています。新たな町政が始まった今こそ、本町の最重要課題ともいえる移住定住対策の抜本的な改革を求めて質問をしたいと思っております。

以降、一問一答で質問を行いたいと思っておりますので、席を移動させていただきます。

[加藤議員座席移動]

11加藤 まず1つ目は、「設楽町人口ビジョン」に基づく「総合戦略」で移住定住対策を策定以来、本年度までにどれだけの子育て世代の移住定住を実現しましたか。実数とその内訳について説明を求めます。

企画ダム対策課長 それでは、その内訳はどうかということで御説明をさせていただきます。町では、平成27年度に策定した総合戦略に基づき、「子育て世帯(年間10世帯)の移住者の確保」を政策目標に掲げ、取り組んでまいりましたが、一定の成果はありましたが、残念ながら目標に届いておりません。

平成27年度から取り組みを始めましたので、成果が出る平成28年度から令和2年度までの間の実績について報告させていただきます。数値については、町の移住施策を利用した町外からの移住者を対象としていますので、御承知ください。

5年間で、移住者は、82名、40世帯。うち子育て世帯は、38人、10世帯の方が移住してきました。年度別実績であります。平成28年は移住者が14人、移住世帯が6世帯、うち、子育て人数が11名、子育て世帯が3世帯。平成29年、移

住者が30名、移住世帯数は15世帯、うち、子育て人数は12名、世帯数は3世帯。平成30年が、移住者が17名、移住世帯数は7世帯、子育て人数は8名、子育て世帯数が2世帯。令和元年度であります。移住者数が8名、移住の世帯が5世帯、うち、子育て人数はありませんでした。令和2年度であります。移住者数が13人、移住世帯が6世帯、うち、子育て人数が7人と子育て世帯数が2世帯。計、先ほど申しました82名、40世帯、うち子育て世帯は38名。以上の方が移住をしております。

ちなみに子育て世帯の移住者の地区別でありまけれども、田口地区11人3世帯、名倉地区3人1世帯、清嶺地区14人3世帯、津具7人2世帯となっております。

以上です。

11 加藤 策定以来、10世帯の子育て世代の移住定住を実現したということでした。

次に、こうした実績となった、つまり目標を達成しきれないで5年間きたわけですが、その原因はどこにあると分析しておられますか。御答弁ください。

企画ダム対策課長 こうした実績となった原因はどこにあるのか、分析をしているのかという御質問ですけれども。

政策目標である子育て世帯を確保するのが非常に厳しい状況であることは認識していますし、子育て世帯でない方にとっても「移住する」ということが非常にハードルの高いことも分かっております。

実際の移住相談で多いのは「二拠点居住」であります。「二拠点居住」とは、都会に暮らす方が、週末又は一定期間を田舎で暮らすことで、収入を確保する仕事は別の地域で行って、それ以外の部分、例えば趣味は、週末に行うといった方が多いと感じております。移住へのハードルは低くないため、田舎暮らしにあこがれがあっても、初期段階からいきなり移住に踏み切れる人は少ないと思っています。いきなり移住ができる人は、どこの場所で仕事をして、稼ぎに影響のない生活ができるだけの収入が確保できる方の方です。

こうした状況を考えると、町として単純に「子育て世帯を確保」ということではなく、もっと具体的にどのような子育て世帯をターゲットにするのかを明確にして取り組む必要があったと思っています。例えば、「シングルマザーにやさしいまち」などを掲げているところもありますので、どんな町を目指しているのかわかりやすくすることも必要だったと思っています。

以上です。

11 加藤 ハードルが高いということで御説明があったのですが、ハードルが高いのは始めからわかっていることであるとは思いますが、しかし、それでも子育て世帯10世帯の目標を掲げているという点について、やはり考えていかなければならないと思います。

令和3年9月策定の「設楽町過疎地域持続的発展計画」の8ページに、移住定住対策の現状と問題点で、このように分析をしています。

「人口ビジョンにて、毎年子育て世帯など若い年代を入れていく方向で動いているが、現状、若い世代が転入してきていない。問題として、町の仕事や暮らしが魅力的でないことが問題である。移住希望者の理想とそれを解決するハードルに差があり、あきらめているのが現状である。」とありますが、現在もこの認識ですか。また、「あきらめている」のは誰ですか。

企画ダム対策課長 今回の若い世代が来ていないということは、町としても認識をしております。特に若い世代、20代の男性、女性とも転出が多くなっております。中でも転入してくる方もおりますけれども、やはり、転入、転出の差から見ますと20代の方が一番大きくなっております。やはり若い人が出ていく原因というのはありますけれども、ここをしっかりと分析をしてこれからも進めてまいりたいと思っております。

あと、あきらめたのは誰かというお話ですけれども、移住者の方がここでの暮らしを断念したと思っております。

11 加藤 また、同項目のイでは、移住者が「田舎ならではの地域関係をつくれない」ことで、地域になじめないなどの孤立を生んでいる。そして、人材育成のところでは、「町の課題を共有して、一緒に活動していただける人が少ないのが現状である」としています。町当局は、適切に努力しているが、住民の意識と行動が伴わないと読めるのですが、現在も同じ認識でしょうか。

企画ダム対策課長 この質問は、移住者の方がなじめないということでありましたけれども、日々生活をしてみて、実際描いていた生活とギャップがあるというのがあったと思います。ただ、それを埋めるというのは地域の方々であったと思えますし、町からもそういった来た方と携わることも必要だったかもしれませんけれども、地域に入ってから地域の中の方たちの支えが十分必要になっております。ただ、それに対して町民の方もどのようにしていけばいいのかなという戸惑いはあったかもしません。けど、そういった方々と地域と行政が一緒になって移住者の方々とやっていきたいと思っております。

11 加藤 一般企業を例に取るのはふさわしくないかもしれませんが、5年以上も設定した数値目標を達成できないとき、どう対処をするのでしょうか。移住定住を推進したい責任者は誰だとお考えですか。この実績の責任は、脆弱な計画と予算と役場組織が招いたものとは考えませんか。

企画ダム対策課長 実際5年間の目標、子育て世帯の方を50世帯を目標としていたところが10世帯しかできておりません。役場としましても町民の方と一緒にやってきたわけですけれども、施策等を行って共に一生懸命やってきたと思っております。ただ、結果が伴わなかったと思っております。ですので、今後も移住定住施策に向けてしっかりやっていきたいと思っております。

以上です。

11 加藤 ぜひ、一生懸命やっていただきたいと思います。

3つ目は、移住定住対策で、空き家バンク対策を重視する理由は何ですか。また、重視すべきと考える空き家バンクの業務を民間事業者へ委託する目的とねらいは何ですか。

企画ダム対策課長 空き家バンク対策を重視する理由は何か。また、空き家バンクの業務の一部を民間事業者へ委託する目的とねらいは何か、ということでございます。

移住定住対策で、空き家バンクだけを重視しているわけではありません。一坪1万円の分譲地も行いましたし、若者定住促進住宅補助も移住対策の一つとして一翼を担っております。既存の町営住宅や新規就農林住宅も移住希望者等にとっては住居の確保に役立っております。

ただ、空き家バンクに力を入れているように見えるのは、総合戦略を策定した平成28年当時は、全国的に古民家等をリフォームし居住するというスタイルがブ

ームでありました。また、今後増え続ける空き家対策を同時に解消する方法として、旧制度を見直して充実強化して現在の制度として押し進めてきておりました。

今回、空家バンクの一部業務を委託するわけでありませけれども、その目的は、設楽町が持続可能なまちになるために、空家の利活用による移住者の確保や関係人口の増加、そして空家等の流通することにあります。

現在、町で行っている空家バンクの運用は、ありのままをホームページで紹介して希望者を案内するという状況になっています。しかし、この状況では、所有者が登録された空家の状態により、契約成立等が左右されることとなってしまう、放置され続けた空家はどんどん状態が悪くなるだけで契約成立が困難になっていました。この問題を解決するため、宅建——宅地建物取引士や、空き家マイスターなどの専門的な資格を有する事業所へ物件の現地調査及び専用ホームページ等での空家の周知業務を行っていただき、空家を居住のためだけではなく新たな利活用、例えば農家民宿や、古民の宿とか、飲食店の店舗利用を提案していただき、そして設楽町が移住等を望む、多くの子育て世代の方々に、直接情報が届くように発信していただくことを業務委託しようと思っております。

以上です。

- 11 加藤 問題は、移住定住者のニーズが空き家にあるのでしょうか。移住者の希望を見極めず、空き家問題と移住定住対策の一挙解決をねらった、受入れ自治体の勝手な都合が優先されていませんか。

企画ダム対策課長 移住定住施策の中の空家バンクということなのですけれども、今のお話ですと、設楽町がニーズを聞いていないと承りますけれども、設楽町もそういったニーズは過去にも来ておりました、今回改正ということにしております。

今現在、空家バンクは所有者の方が残したまま写真を撮っているということになっておりました、しかしそれは魅力的ではないと私たちも思っております、それを魅力的に活用ができるように、事業を受ける方にも、これを活用したらどういった提案ができるのかという提案をいただきながら空家バンクをもっと充実させたいという思いでおりました。

以上です。

- 11 加藤 子育て世帯の家族が、静かで自然豊かで教育環境の良い田舎に住もうと考えた時、修繕が必要で、使い勝手の悪い、耐震性も心配な町民が使い古した家屋しか用意しないというのはどうかと思います。課長、あなたならば、それを選択しますか。新しく近代的で、快適で、安全性が高くて、安心して子育てができる安価な住宅を多くの若い世代は求めているのではありませんか。

企画ダム対策課長 私としては、できれば家付き一戸建てがいいと思っております。

- 11 加藤 人それぞれ違うなということは思います。こうした古い民家をDIYで直して使うことに意義を感じ人もいると私も思っています。しかし、多くはすぐに住める環境が必要ではないかと思っております。

そこで4つ目ですが、私は、この対策では、移住定住推進住宅の新規建設と提供が必要と考えています。過去10年間、町内における新規の県営・町営住宅の建設は、どのように行われたのでしょうか。どの地区に何世帯分建設され、利用状況はどうですか。今後、住宅建設計画はありますか。

建設課長 それでは、建設課から、県営・町営住宅についてお答えします。

町営住宅につきましては、平成22年度に大西住宅を10世帯分、平成24年度

に杉平向第2住宅を3世帯分、平成27年度に杉平向住宅を18世帯分、平成30年度に杉平南住宅を8世帯分建設しました。そして愛知県により田口住宅が平成23年度に15世帯分が建設されました。

また新築ではありませんが、教員住宅などであった3戸の戸建住宅を「農林業担い手支援住宅」として改築して、平成26年度から上古町住宅・中町裏住宅・野向住宅として供用を開始しています。

建設された地区につきまして、既存の町営住宅の老朽化による建替が2住宅、愛知県との用地交換による元愛厚ホーム跡地への建設が県営住宅も含めて3住宅と、いずれも田口地区となっています。また農林業担い手支援住宅につきましては、すべて津具地区の住宅です。

利用状況につきましては、令和4年3月1日現在で、大西住宅が10世帯中9世帯入居、杉平向第2住宅が3世帯中3世帯入居、杉平向住宅が18世帯中17世帯入居、杉平南住宅が8世帯中8世帯入居となっており、新築住宅全体では、39世帯中37世帯入居で94.9%の入居率となっています。また改築をした農林業担い手支援住宅につきましては、中町裏住宅と野向住宅の2住宅にそれぞれ単身者が入居しています。

今後の計画につきましては、現在、田口地区と津具地区に集中している状況ではありますが、それぞれの地域の状況・必要性・既存の住宅の耐用年数等を考慮しながら検討していきたいと考えております。

以上です。

- 11 加藤 新規住宅の建設が、設楽町4地区の中で、田口地区——一部津具地区ですが、に集中している理由は何でしょうか。設楽町の新築の住宅での移住定住を求めるならば、田口地区に住みなさいということでしょうか。むしろ、少子化がより深刻な津具、名倉、清嶺地区にこそ建設されるべきだったのではないのでしょうか。

建設課長 田口地区に集中している理由につきましては、住宅を建設する時点で、用地ですとかそういった理由があったと思われまます。ほかの地区ということも今後は考えていかなければいけないと思われまます、既存の住宅の状況を見ながら今後のことも検討していきたいと考えております

以上です。

- 11 加藤 ちょっと視点を変えますが、移住定住を重視する町村で、新規の住宅を建設し、家賃を一定期間支払えば移住者のものになるという施策を実施している例もあります。こうした移住者に魅力のある対策の検討はなされていますか。

企画ダム対策課長 近隣ですと、豊根村が実施をしていると聞いております。こうした方はずっと入っているわけではなくて変わっているとも聞いております。今、議員のおっしゃった、子育て世帯のための大規模な、住宅とは言いませんけれども、そういった施策を思い切ってやるのはどうかというようなことだと思われまます。ただ、今は空家を中心として考えておりますけれども、そういった魅力的なことで人数が増えるということがあれば検討はしていきたいと思われまますけれども、今現在ではそういった計画は持ち合わせておりまません。

- 11 加藤 ぜひ、検討をお願いしたいと思います。

一方、令和3年度から、「設楽町若者定住推進住宅補助金」の上限が500万円から200万円に減額されました。こうした逆行とも思われる施策変更をした理由は何ですか。移住定住対策には金をかけないということでしょうか。

企画ダム対策課長 これにつきましては、元々200万円ということで助成を進めてまいりました。ただ、今回総合戦略をするにあたって、特に移住施策を進めていこうということで、地域材を使うとかそういうことを目的として、地域振興も兼ねて300万円を上乗せしようということで行いました。ただ、そのまま皆さん利用をして家を建てたということがあったので、一旦5年でばらまきというか、そういったことがなくてもこられると。5年間と時限立法を決めておりましたので、今回は500万円から200万円のほうに下げさせていただきました。

11 加藤 政策変更があったということですが。その根拠については今1つ理解ができないところですが。

5つ目に入ります。これまで、重点施策である移住定住対策を、企画ダム対策課という、言わば複合部署の移住定住対策推進室という数人の担当者に任せきりにしてきたことに問題があるのではないのでしょうか。他の市町村にも見られるような、仮称ではありますが「地域振興課」のような、様々な移住定住策、地域活性化をめざす、各課横断的な人材を集めた設楽町役場の「体制整備」を進める考えはありませんか。

企画ダム対策課長 町の体制ということで、移住定住対策推進室だけでやっているが、それだけで大丈夫かということかと思われます。

今現在、町は移住定住施策を進めるとしたときに移住定住推進室を作って事業を進めてまいりました。ただ、移住定住施策というものは一部の担当職員でやっていくべきものではないと思っております。施策も町民課だとか、産業課、観光、仕事作りだとか、そういったことも関係しております。計画の中では設楽町全体として総合戦略などで行ってはいまですけど、単課単課の事業に一生懸命になっていて横の連携がとれなかったということがありますので、今後はそういったことがないように各課の連携をとりながら進めていきたいなと思っております。

以上です。

町長 最後のところでまとめてお話をしようと思いましたが、体制を作ることはないかということでありますので答弁をさせていただきます。

移住というところに特化してやって今まで来たわけでありますけれども、結果は今議員が御質問をされたとおりの結果になっております。目標として掲げておりますので、下げることなく一生懸命取り組んではまいりますが、私としては移住に特化するということではなく、まず、この町に大勢の人に来ていただく、来ていただいた上で何度も来ていただく。そういった中で、いろんなところでイベントの事業は企画課がやっております、観光の部門は観光協会や産業課がやっております、歴史民俗資料館は教育委員会が担当ということになっておりますので、バラバラという印象をもっておりました。来年度は移住定住ということだけでなく、大勢の人に何度も足を運んでいただく中で設楽町をよく知っていただき、魅力を分かっただき、何度も来ていただくうちに定住につなげていくという原点に立ち返る必要があると思っておりますので、来年度はそういった部署の設置を指示しましたので、課をまたいだ部署の設置をしていきます。移住定住推進室という室を企画課に設けておりましたけれども、名前を少し変えて、今議員がおっしゃられるように、まちづくり推進室であるのか、名前はまだ考えておりませんけれども、新たな名前をもって考えてまいりたいと思っております。

11 加藤 もう既に対策が始まっていることを大変うれしく思います。

6つ目ですが、移住定住対策を進めるためには、住居の整備に加えて、住みやすい町の実現をめざした町独自の様々なインフラの整備、様々な制度の拡充が必要と考えますが、今町長がおっしゃったようにいろんな課でそうした取組がなされていると思いますが、これまでどのような施策を打ってきたのか。また、様々な施策があると思いますが、効果的だったもの効果がなかったもののいくつかを答弁ください、と私書きましたが、すごく沢山の内容があるので、これについては私のほうでまた勉強をしていきたいと思っていますが。

ただ、移住定住対策というと、企画ダム対策課の専売特許ではないはずで、役場の各課、各部署から、住民にとって、他の市町村よりも優れた施策をいくつも現在打っています。しかし、それが集約されていない、また、発信もされていない現状があります。こうしたことから、各課横断的な組織を考える必要があると考えませんか、と問おうと思いましたが、今それを考え始めているということでしたので、お答えをいただきましたので、次の7つ目に移ります。

7つ目ですが、現在、令和4年度の当初予算を審議している最中です。移住定住対策、町の人口を増やす対策は、町の存亡をかけた最重要課題である以上、人的な拡充と共に、必要な対策には思い切った大胆な財政出動も必要となると考えます。費用対効果があると考えれば、地方創生や過疎対策に関わる様々な財源を、一般会計にとどまらず、基金繰入や起債も含めて対策する考えはありませんか。

町長 御指摘のことは考えておりますけれども、移住定住とか人口の増加というのはいつも目指しております。そのなかで、今ここに暮らされる住民の皆さんがどのような認識を持って、どんなことにお金を使っていくことを求めてみえるのかという意味合いで、来年度懇談会というものを細かくやりたいと考えております。そのなかで、今ここで暮らされる皆さんのニーズがどこにあるのか、どんなことにお金を使っていくことを求めているのかということ、簡単ではありませんが見極める中で対策をしていきたいと考えております。

11 加藤 住民の声を聞くというのが土屋町長の基本姿勢ですので、ぜひ懇談会での聞き取りを進めていただく中で、必要などころには思い切った財政支出を期待したいと思います。

8つ目ですが、教育長に質問します。

喫緊の課題となっている「学校統廃合問題」は、子育て世代の移住定住対策の脆弱さが招いた結果でもある。先ほどもお話がありましたが、策定以来、この5年間の中で目標を達成して50世帯を誘致できていれば、これも皮算用ですが、子供さんが2人いれば100人の子供が設楽町には存在したという皮算用です。しかし、こうした移住定住対策と非常に密接に結びついているという認識はありますか。また、少子高齢化による、学校統廃合の進行に歯止めをかけるための移住定住対策への期待はお持ちですか。

教育長 移住定住対策については、企画ダム対策課内の移住定住推進室の頑張り、地域団体の御努力で一定程度の効果があったと。小学校区において、ここ数年の児童生徒数の現状維持ができていますところもありますので、そういうふうに評価をしています。ただ、目標達成ということになると、今まで出てきたお話のとおりだと私は思っています。

期待することは、今町長や担当課長がお話したとおり、役場内の横断的な活動

で事業を実施することと、一番大切に思っているのは、地域団体が4団体ほどできているのですが、やはりまだ無関心な方々がたくさんいますので、地域で皆さんが共通認識をもっていただくということ。たまたま今、小中学校の適正配置の関係で地域を何回も回っている最中なのですが、段々地域で学校をなんとかしなきゃいけないとか、地域をもっと盛り上げなければいけないと、そういった気運が高まってきているので、そういうのも期待しています。

以上です。

- 11 加藤 学校統廃合に関しては、移住定住対策への期待が裏切られ続けてきた無気力感と、設楽町の子供と地域の未来に対する無責任さから、小学校も1校にするのが理想的だなどという声も聞かれます。こうした、人数が少なくなれば合わせれば良いといった安直な考えに流されず、地域の文化、自然、人と共に紡いできた特色のある小さな学校を、町の総力を挙げて様々な対策を打ちながら守っていく考えはありませんか。

教育長 ちょうど今保護者さんのアンケートを取りまとめたところなのですが、いろんな御意見があります。1中1小を見据えている方もいますし、地域に学校を残していただきたいという意見、いっぱいありますので、単に将来は人口が減るから1中1小という考えはございません。何が子供たちにとって一番良い環境かというのを最優先して考えております。

以上です。

- 11 加藤 ぜひ、これからの懇談の中で道を見極めていくことを大切にしていきたいと思えます。

最後に、もう既に町長には何度かお答えをいただいておりますが、町長は施政方針で年間10世帯の子育て世帯の移住を目指すとして述べておられます。私がこれまで質問してきたことを踏まえて、数値目標を達成するための本気の覚悟を改めて表明していただきたいと思えます。

町長 私は、ここに座ったときから覚悟を持ってやっているつもりであります。ずっと10世帯というのを目標に掲げてきておりますので、下げることはしません。必ず目標を持って。目標数値ということですので、ここにたどり着きたいわけでありまして、なかなか現実的にここにいかないの、先ほど私が申し上げましたとおり、そういった方向でこれから移住定住にも向き合っていきたいなと思っております。

いろんな御提案があったわけありますけれども、例えば清嶺地区であれば、新城地区への通勤圏内であります。名倉地区は豊田への通勤圏内であります。そういった所で特化をして、一戸建てという考え方は持っておりませんが、集合住宅などを作ってという考え方は頭の中にはあります。ただ、ニーズがあるかないかということだけはきちんと把握した上で進めたいと思っておりますので。移住定住という取組の説明だったり問合せの中で、そこにニーズがあるのかということ把握した上で、必要があれば対策をしてきたいと思っております。先ほど、議員、制度がいろいろあるということでもあります。設楽町は子育ては県下でも指折りの制度を持っていると思っております。ただ、その制度の恩恵を受けられる皆さんが、設楽町にこんなにたくさん制度があるということを知らない方のほうが多いと思っております。PRをしていくことも必要ですが、時代と共に世の中も変わっていきますので、現行の制度の中で時代に合っていないものが

ないのか。合っていないものがあるとするならば少し形を変えるように指示をしましたので、そういう制度についても見直していきたいと思っています。

最後に移住定住ということに特化をして、これまで移住定住者に対していろいろな補助をしたりということを考えてきましたけれども、基本的にはこの町に今暮らされる方がどう思ってみえるのかということを中心に考えたいと思っておりますので、先ほども言いましたけれども懇談会の折にこういう話をする中で進めてまいりたいと思っております。

11 加藤 ぜひ、新しい体制の中で本気の覚悟を持った努力を期待したいと思えます。以上で質問を終わります。

7 金田(文) ただいまの御発言の中で、適正配置に関するところで、1中1小とおっしゃったか、1小とおっしゃったかわかりませんが、それに対して安直な意見と御発言になったので、そのまま会議録に残るのはまずいというか、侮辱したというか、皆さんが自由に考えている中での発言を否定するというふうにとられてしまうとまずいと思えますが御指導をお願いします。

議長 ただいまから休憩をとりますので、その間に検討をします。

お諮りします。休憩をとりたいと思えますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 11時まで休憩といたします。なお、コロナの関係上、換気を皆さんで協力していただきますようお願いいたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

議長 先ほど、7番からの意見につきまして、本人から訂正の発言の意見を求められましたのでこれを許します。

11 加藤 御指摘をいただきました件ですが、この一般質問の場は行政を質す場だと思っております。決して住民の意見がそうであることを安直だと言ったつもりは全くございません。

文脈からも、「人数が少なくなったら合わせればいいといった安直な考えに流されず」というふうに私は申し上げました。したがって、個人の意見として、やや強い言葉を使ったことは反省いたします。

以上です。

議長 休憩を閉じます。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長 次に1番原田純子君の質問を許します。

1 原田(純) 今日は、東日本大震災が発生した日にあたり、亡くなられた方々への追悼の意と、併せて伊藤武議員への追悼の意を表します。

それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、一括で質問をさせていただきます。

本日は、初心者マークとシルバーマークの2つをつけてまいりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

はじめに、「日常の買い物が安心して出来る町づくりについて」お伺いいたします。

地域の商店の灯が一つまた一つと消えています。直近では名倉の商店が閉じら

れました。人口減少が止まらない状況下において、町内の個人商店は、起死回生策を図りながら消費者の需要に懸命に応えて下さっています。また、生活協同組合は週に一度、各地域をまわり、山間地の暮らしを支えて下さっています。津具地区では、津具の商工会が事業主体となって「乗ってかっせ」を運営し、買い物代行なども含めて、津具地内の足としての役割を担っています。ありがたいことです。

高齢者人口が設楽町の人口の50%を超えている一方で、ネットを利用した買物も若者の間に広がり、今後、需要と供給のあり方はどのように変わっていくのか、どの地域も少子高齢化の中で、新たに個人商店が開かれることは難しく、ますます生活しにくい町となっていくことが懸念されます。

こうした実状を前に、町はどのような対策をお考えなのかをお聞きします。

①商店が自宅付近にない町民は、どのくらいいらっしゃるのか。また町内の日常の買い物がどのように行われているのか、という実態を町は捉えていらっしゃいますか。

②買い物困難地区での移動販売を、町が民間の商店を支援する形で行う考えはありますか。

③町民が安心して買い物ができる町とするために、町はどのような対策をお考えでしょうか。

次に、買物ともリンクする交通についての質問をさせていただきます。

昨今、「MaaS」という言葉が聞かれるようになりました。多岐にわたる解釈がありますが、「デジタル技術で色々な移動の形を組み合わせ、一人一人のニーズに合った移動サービスを提案しようとする概念のことで、自分で車を運転できなくても文化的で持続可能な暮らしを実現することの出来る、個人に寄り添うサービス」の誕生がMaaSの目指すものといえます。

設楽町を走る民営の豊鉄バス2路線と町営バス4路線、そしてスクールバス、タクシー、福祉タクシー、シルバー人材センター、乗ってかっせ、などの交通機関によって住民の足を守り、さらに、北設3町村の路線のネットワーク化と新城市と豊田市との連携によって、利便性を図っていただいていることに感謝申し上げます。

はじめに福祉タクシーについて質問をさせていただきます。

①福祉タクシーを利用できる方の条件は何ですか。

②福祉タクシーを利用できる対象者と登録者はそれぞれ何人いらっしゃいますか。

③福祉タクシーの対象者ではないが、バス停までが遠い、足腰が弱っている、重い荷物を下げての移動は大変である、などの理由により公共交通機関の利用が難しくなられた方と、身体機能、認知機能の低下などにより、運転免許証を返納された方の両方についてお伺いいたします。そのような方に、チェックリストによる判定を行い、それに該当する方については、福祉タクシー利用者と同等、もしくは、それに準じる措置を講じることについてはどの様にお考えでしょうか。

④交通空白地に住まわれている方への今後の対応についてお聞かせください。

⑤町営バス、三橋・豊邦線の終点の桑平と、隣接する豊田市のバス停の阿蔵の区間の約2キロメートルの区間が交通空白地になっていて、その2キロメートルの空白地が三橋・豊邦の住民の方が自力で足助方面へ移動する手段を難しくして

います。

豊田市との連携で、桑平と阿蔵の区間をつないでいただく事をお願いしたいのですが、どのようにお考えですか。

⑥公共交通の連携に関する会議は年に何回開かれるのでしょうか。そこにはどのような組織の方が参加されているのか、また、前述のような内容についても話し合われるのでしょうか。

令和2年11月の道路運送法改正により、バス、タクシー事業者が協力する「事業者協力型自家用有償旅客運送制度」が創設され、地域の実情に合った交通システムの導入が可能になりました。

分かりやすく言えば、地域の住民の方の車を使って、地域の中を運行することも法律の中で出来るようになりました。仕組みの中で、バス、タクシー事業者さんとの共存共栄を図り、地域にきめ細やかな温もりのある暮らしを実現させたいものです。

必要な時に必要なだけの交通を提供できる仕組みを考えていかないと、10年先、20年先まで持続可能ということにはなりません。

紐解けば、交通とは生活そのものであり、ことに高齢者にとっては、終の棲家としての我が家に住めるのか否かの二者択一を迫られる重要な課題であると共に、高齢者が穏やかに暮らせる町は移住、定住の一助にもなると考えます。

日本各地で移動の概念としての新たな交通システムへの取組が行われています。

執行部の皆様には、御苦勞をおかけしますが、より豊かな暮らしの足がかりとして、誰をも取りこぼすことのない、地域ごとに合った交通システムの導入を、バス、タクシー事業者や地域の皆様と共に創っていただけますようお願い申し上げます。

以上で1回目の質問を終わります。

産業課長 議員の質問のあった「日常の買い物が安心して出来る町づくりについて」、産業課のほうから説明させていただきます。

まず1点目の、商店が自宅付近にない町民は、どのくらいいるのか、また町内の日常の買い物がどのように行われているのか、という実状を町は捉えているのか、という質問ですが。

名倉で今回閉店された商店が食料品や日常雑貨を販売していたことから、原田議員の御質問にある「商店」を同業種でとらえて説明させていただきます。さらに「自宅付近にない」を徒歩で行けると想定した場合、約2キロメートルや3キロメートルだと思いますが、現在設楽町には田口地区——太田口区、栄町区、本町区、萩平区に2店舗、清崎区・田内区に2店舗——これは、ファミリーマートも含まれます。田峯区に1店舗、津具地区に1店舗の合計6店舗が営業しております。それ以外の地区の住民約2,000人を商店が自宅付近に無い町民と捉えています。

日常的な平日の買い物につきましては、前述の区の方々は近隣の店舗で済ませているようですが、土日祝日は多くの方々が近隣の大型スーパーのある町へ食事を兼ねて買い物に出掛けていると認識しています。

また、交通手段の無い方で町内店舗への買い物もままならない方はヘルパー制度や津具商工会による「乗ってかっせ」を活用や、ほかには、他市町村に住む子

どもさんが毎週1週間分の食材料を持って来るなどといったことも聞いています。

一方で、ネットによる買い物については、多いことは承知していますが、パソコンやスマホといったインターネットを使って買われているものにつきましては把握はできていません。

2点目の、買い物困難地区での移動販売を、町が民間を支援する形で行う考えはありますか、とのことですが。

買い物困難地区での移動販売は、10年ほど前に豊邦・三都橋地区を中心に設楽町商工会が実施しました。しかし、生協のような大手スーパーとは品添えや顧客管理システムなどの面で到底太刀打ちができず、維持費、人件費の負担も大きいことから現在は行っていません。

現在、全国展開している御用聞きを兼ねた移動販売事業の話を伺いまして、1日6万円の売上が無いと採算が取れないとされています。議員御質問の行政としての支援ですが、起業チャレンジ補助金といったイニシャルコストに関しては支援策がありますが、実際に移動販売を手掛けられた事業者様に聞きまして、この地域で移動販売を安定化させるには人件費、車輛維持費といったランニングコストへの支援が必要不可欠とされています。しかし、ランニングコストへの支援は恒久的なものとなり、事業者の意欲を削ぐ面もあることから慎重にならざるを得ません。

3番目の、町民が安心して買い物ができる町とするために、町はどのような対策を考えていますか、ですが。

名倉地区の店舗が閉業されましたが、将来的に懸念されるのは、現在地元の商店を利用されている方々が高齢化し、日常的な買い物すら地元商店で行わなくなることによる、地元商店の経営難、廃業です。これは買い物難民だけでなく、地域の雇用を失い、ヘルパーなどの福祉施策にも影響を及ぼします。いくらネット社会とはいえ、生活インフラが整っていないということで、当町の移住定住を推進する上でもマイナスイメージを増幅させてしまう恐れもあります。

町内商工会を通じて町内事業者からは移動販売等の買い物弱者対策について、強いては地域の商工業について、地域の持続の観点から町はどう将来像を描いているのか、覚悟ある施策を地域と一緒に作り上げる考えがあるのかを求められています。その点を踏まえますと、単なる民間支援といった点の施策ではなく、仕組みづくりのような、商工業や福祉などの地域課題を包括的に捉えた、点が線、面へと繋がる施策が必要と考えています。

一方で、実際に商売として成り立つのかといった、現実的な問題も避けてとおれません。先日、設楽・津具両商工会経営指導員と関係課——産業課と町民課、企画課を交えて、今回の問題に関する意見交換を行いました。そこで挙げられた問題点としては、事業を始めるためのイニシャルコスト、事業を維持していくための人件費や車輛維持費といったランニングコストをどう生み出すか、生協のような大きな組織に太刀打ちできるようなシステムの構築、また廃業された商店で地元のどのような層がどのような物を買っていたのかという調査の実施、現在の施策で移動販売を求める層のニーズにどこまで対応できるかといった意見が出されました。

また、名倉地区だけでの問題ではないことから、店舗、移動販売といった手段

が目的にならないよう、地域の様々な課題にも対応できるような仕組みづくりをこの際検討した方が良いとの意見も出されました。

町としては今後も関係課、商工業者との協議を進めるほか、地域の買い物に対する現状を調査するなどして早い時期に何らかの方針を示したいと考えています。

以上です。

町民課長 それでは、質問の2つ目、①から③について御回答をさせていただきます。

まず、①と②は関連性がありますので一緒にお答えさせていただきます。

福祉タクシーの利用条件は、町内に住所を有し、かつ、公共交通機関を利用することが困難な方で、介護保険法に基づき要介護認定を受けている者か要支援認定を受けている者。2つ目として、身体障害者福祉法に規定する者で、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者。3つ目として、その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害を有する者とされています。

以上のことを踏まえ、対象者としては、介護保険認定者が1月末日現在で561名、障害者手帳の交付を受けている者は330名、合計891名となり、その内、福祉タクシー利用者として登録されている方は、290人、全体の32.5%となります。

次に、③の質問ですが、福祉タクシーの利用条件に当てはまらない方で、運転免許証を返納され、公共交通機関の利用が難しい場合、チェックリストによる判定で利用対象者にできないか、という御質問ですが。身体機能、認知機能の低下がある場合は、まず、介護認定審査を受けていただきたいと思います。実際、福祉タクシーを利用するために介護認定を受けている方もいらっしゃいますので、まず、申請書を提出して、介護認定を受けていただければと思います。

また、今年度と来年度の2か年をかけて、移送サービスの新しい形ができないか、という視点に立って、県の補助をいただきながら実証実験を行う予定です。

まず、交通の不便なエリアを対象に、車を持たない方に無料で利用してもらうことを想定しています。移送エリアは町内及び新城エリアぐらいまでを考えています。利用者には、アンケート方式で、普段の移動手段や目的、時間、希望する利用料金などを答えていただきます。

その後、アンケート結果を検証し、車を持たない方が今の現状で移動するのに一番困っていることや、何を望んでいるのかなどをまとめて、今後の移送サービスの検討資料としたいと考えています。

町民課からは以上となります。

企画ダム対策課長 わたくしのほうからは、④から⑥について回答をさせていただきます。

まず、④ですけれども、一般的な交通空白地の定義としまして、駅やバス停が一定の距離の範囲内でない地域のことを指しますが、「一定の距離」については定まったものがなく、町の定義では、バス停から500メートルの範囲に入らない地域を交通空白地としております。この定義に当てはまる地区は、路線バス、予約バス、スクールバス及び公共交通空白地有償運送——のってかっせ津具、が運行していない「沖駒地区」1か所が該当となります。

おでかけ北設の立ち上げ時に、沖駒地区の足の確保についても検討しており、ニーズ等を把握したうえで現状——空白地となっています。状況に応じ、小中学

生がいればスクールバスを出すなど対応しています。現在、要望は把握していませんが、その当時と状況も変わっておりますので、検討も必要かと思えます。

公共交通の考え方は、買い物や通院など利用の需要が、地域の要望に基づきそれぞれの地区や路線沿線でどれくらいあるかを調査・把握し、その後、どの移動手段が有効なのか、運行の継続性、経費の適切性など総合的に勘案して決めていくこととなります。

次に、⑤です。議員が今おっしゃられたとおり、設楽町の桑平と豊田市の阿蔵の間は、路線バスは、つながっておりません。豊邦の方の中には、足助・豊田方面へ買い物に行ったり、足助病院へ通院している方がいるとは聞いていますが、現在、沿線住民の方から、接続して欲しいと要望を聞いておりませんので、現状はつながっておりません。

町営バス稲武線と同様に、設楽町及び豊田市の協議により自治体間をまたいだ乗り入れは可能と考えています。豊田市のバス路線を確認しましたが、阿蔵地区から足助地区へ乗り換えをしないで行ける路線はありませんでした。設楽町から最寄りの阿蔵上バス停からしもやまバス——これは予約バスですけれども、を利用し、梨野上バス停で乗り換えて足助地域バスに乗車することとなります。豊邦から足助地区へ行くには2回の乗り換えが必要になることが分かりました。

私個人としては、現状のままつなげても使いにくいと思われ、利用は厳しいのかなと思えますが、沿線住民のニーズ等があれば、検討してまいりたいと思えます。

次に⑥です。公共交通については、北設楽郡公共交通活性化協議会で、年に3回から4回開催し、第2次北設楽郡地域公共交通網形成計画に基づき、事業を実施しています。計画期間は、2019年4月から2024年度までの5か年計画となっています。

本協議会は、北設楽郡内で「生活を支え、安心を提供する公共交通」の実現を各町村のまちづくり施策と協調し、実行することを目的としています。

この協議会は、国、県、民間事業者、関係機関の方の24名で構成されています。参加者は、北設楽郡3町村——設楽町・東栄町・豊根村、国からは愛知運輸支局、県からは設楽警察署、本署の交通対策課、新城設楽振興事務所及び新城設楽建設事務所設楽支所、学識経験者として、名古屋大学大学院、交通事業者として、愛知県タクシー協会、愛知県バス協会、豊鉄バス、田口乗用、東栄タクシー、豊橋鉄道労働組合、JR東海、そして各町村1名の住民代表、その他郡小中学校校長会、田口高等学校、豊根村社会福祉協議会、津具商工会となっています。

協議会では、町の公共交通のあり方や北設楽郡3町村間で町村をまたいだバスの相互乗り入れについても検討しています。

設楽町営バス稲武線の豊田市稲武地区のどんぐりの湯前までの接続などもここで協議・調整しています。

以上です。

1 原田(純) 再質問をさせていただきます。

持続可能な交通システムを図るために交通に関わる全ての担当課、バス、タクシー事業者、地域の方々などを含めたプロジェクトチームを立ち上げるお考えはありますか。

企画ダム対策課長 今現在町の公共交通に関しましては、北設楽郡公共交通活性化協

議会の中の分科会でまず話し合うということになります。現在、公共交通につきましても、先に移動支援とか、今のこともありまして、先ほど産業課長のほうの答弁にもありましたけれども、商工会等、そういったところと移動支援事業をしたいと考えておりますので、そのときに町内のタクシー事業者も含めて話ができればと思っております。プロジェクトまではいかないかもしれませんが、先に関係者と話をして進めていきたい。その後、プロジェクトチームの立ち上げとしていければと思っております。

1 原田(純) 私の今お聞きした理解が多分足りないのだと思うのですが、設楽町内のそれぞれ、公共交通、スクールバス、福祉タクシー、町営バス、担当課が皆違いますので、やはり、バラバラというよりも一つのプロジェクトチームを作るということが良いのではないかと思うのですが。

それと、桑平と阿蔵の間のことですが、それは、地域からの要望の声がありましたので申し伝えておきます。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

町長 せっかく御質問いただきましたので、私のほうから答弁をさせていただきます。

プロジェクトチームという話がありましたけれども。私も横のつながりをしっかり持たせるようにということを念頭においておりますので、そういった意味合いでそういうことをしていきたいなと思っております。

まず、買物支援の話からさせていただきます。

私、町長の選挙をしている最中にそういった要望をたくさんお聞きしましたので、まず一番最初に町長に就任をしたときに商工会の方とお話をさせていただきました。移動販売であったり、名倉地区ですと、お店を出してもいいというようなお声をいただくのですけれども。どんなことをしても、まず住民の皆さんそれぞれが地域の商店ならば商店を守っていく、そこを使っていただけたらというところにたどり着けないと、どんな形をとっても続いていかないのではないかと思います。そういう中で、今はあまり話が進んでおりませんので、今後また続けて協議をしていくということになります。

将来必要なことでありますので支援はしていきますけれども、いずれにしても皆さん全員で地域を支えていくというところにたどり着かないとなかなか存続は難しいのかなと思っております。

移動支援の話であります。町民課長のほうからお話をしましたけれども、原田議員が質問の中で御指摘がありましたとおり、国の制度を使って実証実験を今年度と来年度やるという計画になっております。これにつきましても、設楽町にはこれをなりわいとされている事業者さんがみえますので、しっかりと調整をするなかで進めていかなければいけないと思っておりますので、実証実験の結果を見て話を進めてまいりたいと思っております。

最後になりますけれども、質問の当初に「MaaS」という考え方が出てまいりました。この役場内でもデジタル化は今後大きな課題であり、必ず取り組んでいかなければならないというところだという認識は持っております。その中で、デジタルというところとつながっていない方のほうが多いわけでもありますので、そういった高齢者の皆さん、そういうものを使われない皆さんの対応をどうしていくのかというところを併せてデジタル化を進めたいと思っておりますので、今後そういう意味合いを持って進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上であります。

1 原田(純) 実は町長さんに対する質問を持っていたのですけれども、あがってしまって、全部飛んでしまいました。すみませんでした。

では、これで質問を終わります。

議長 これで、原田純子君の質問を終わります。

お諮りします。今泉吉人君の質問に入るわけでありまして、本日8名の議員から一般質問の要請を受けております。今までしたことないのですけれども、途中で12時になりましたら今泉吉人君の一般質問を一旦中断させていただくということで御了承いただければこのまま継続させていただきたいと思いますが。今泉さんよろしいですか。

議長 それでは、次に5番今泉吉人君の質問を許します。

5 今泉 時間がありませんので、早く済ませたいと思います。

現在設楽町の新型コロナウイルス、オミクロンが連日のように発生しています。感染なさっている皆さんが早く治るようにお祈りいたしたいと思います。

それでは、質問をいたします。

「町民の目線に立った町政のあり方を問う」

私は、今回このテーマで一般質問をしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

町議会議員になり早8年目を迎えるにあたり、再度、町民のために議員として何をすれば、町民の声に答えられるか、この8年余りの間、職務を全うしてまいりました。議員は町民の代表者であることを基本にし、町民の声を町政に伝えることを忘れてはいけませんし、常日頃から心に刻み込み職務を遂行しなければならぬと思っています。町長の施政方針、「みんなが主役の全員協働のまちづくり」を掲げ、町民との対話が必要不可欠と申しているように、私も住民の目線に立ったまちづくりを考えなければならぬと思っています。

しかし、今は新型コロナ、オミクロン株が蔓延しており、愛知県も、まん延防止等重点措置が延長になり、設楽町も連日のようにコロナ感染者が増え続けていることが懸念され、満足な対話活動も難しい状況下が危惧されます。

私も、行政を全うするには住民目線が基本と思っていますし、それを常日頃から考え行動しています。その間、町民の意見、要望など多数を町行政に進言して参りました。そのほとんどが窓口業務、担当課長の皆さんが親切に対応していただき感謝しています。町民との接触が多い議員は、あらゆる機会、町政に関係した意見、要望が耳に入り、どんな小さな意見、要望も自己判断することなく、行政に関連する時はその都度行政側に問合せを基本と考えています。しかしながら、何でもかんでも窓口で町民の要望を進言するわけにはいけないことは、ある行政の関係者から注意を受けたことがあります。それは、設楽町には町長のお膝元の区長がおり、その下に組長がいることなのです。身近なことは、区長や組長が対応し、行政に意見、要望を伝えるようにとお叱りを受けたことがあります。その後、考え方を切替え、町民の皆さんからの要望があった場合、この要望は区長と相談して通さなければいけないことを痛感し、対応するようになりました。このようなことから区長も町民の立場になり、相談の窓口であることを実感した訳です。

現在、設楽町の人口も4,500人を切る寸前に迫っており、町民の大多数が高齢

化になり、区長、組長のなり手不足に突入しているのが現実です。ここ津具地区においても高齢化に伴い、高齢女性が組長しなければならない地区もあります。また、組長を毎年、あるいは2年ごとに行っている組もあります。成り手不足に本当に困っています。設楽町全体からみても、同様な地区も増えてきていると思われます。

そこでこのようなことの解決案としては、区長、組長の手当の見直しをしたらどうか、手当を上げることができれば組の付き合いにも士気があがる、組を抜きたいという声も少なくなる、ということになるのではないかと一部町民から耳に入ります。しかし、行政で何の手立ても考えてくれないと、組の付き合いを抜ければ組長をやらなくてもいい、各種行事の参加をしなくてもいい、と言っている町民の声も聞かれます。

また、区長、組長の手当は、今現在、満足する報償費とは思えなく、特に組長の事務交付金は、一世帯500円が延々に続いているが、こんな安いお金ではやりたくない、なども聞いています。

そこで、これらのことを鑑み質問します。

1 区長、組長手当の見直し案などについて

(1) 区長は、年額6万2,700円の報償費プラス一世帯1,250円、組長の手当は、一世帯500円と聞いていますが、この金額は妥当であるのか、また、何年前からこの金額が続いているのか教えてもらいたい。また、区長、組長手当等を増額する考えはないかお聞きしたい。

(2) 組内に入っていない住民がいる地区もある。組に入ると色々な行事等に参加しなくてはならない、組に入らなくても役場等から用事があれば通知などくるので組加入を断る、このような住民に対し、町行政としてどのように考えているか、その方策やアドバイスをお伺いしたい。

(3) 高齢化に伴い組の付き合いが出来ないので、組を抜きたいという高齢者もあり、その対策で、組内のことなので組で考えて欲しいと言われるかも知れませんが、このような場合、行政として良い方策があればお聞きしたい。

2 住民の安否確認について

(1) 高齢化が進み、一人世帯の住民が増えてきているが、町は、このような世帯は、どのような連絡網と安否確認をしているのかお聞きしたい。

(2) 高齢化に伴い、緊急連絡、食事ができない、このような場面に遭うことも考えられる。家族、親族が遠隔の場合、どのように対処するのかお聞きしたい。

(3) 組内に入っていない住民が災害等に遭遇した場合、組の対応はどのようにするのか教えてもらいたい。

3 生活必需品の補助について

(1) 設楽町内ガソリン1リットル175円、灯油1リットル130円等がウクライナとロシアとの大戦により高騰が続いている。国から5円から25円元売りに補助し、少しでも小売店の販売価格を安価にするようにしているが、現実には、毎日のように高騰している。このままでは、ガソリン価格が1リットル200円、灯油150円に到達する心配が伺われます。町はこの状況を鑑み、大戦が終決するまでの間、設楽町4店舗のスタンドに補助金を交付し少しでも町民に役立てるように提案したいが、町の考えをお伺いしたい。

以上で1回目の質問を終わります。

総務課長 それでは、私のほうから1番の、区長、組長の手当の見直し案などについてという点についてお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、区長手当は、年額ですけれども、平等割として62,700円、世帯割が1世帯1,250円。町内で一番額の大きい区で、年額316,450円、人数が少なく金額が低い区で73,950円、平均しますと1区あたり132,400円程度となっています。組長手当についても、おっしゃるとおり1世帯500円で計算させていただいております。何年前からか確認しましたが、確認できませんでした。少なくとも町村合併時、平成17年からは、今の金額できております。

区長、組長の皆さんには、年間を通じ、回覧文書の配布ですとか、募金や会費の集金のほか、各種委員の人選など、様々な事項を依頼しており、大変御苦勞をおかけしていると思っています。しかし現在、このシステムに代わる効率的な方法が見当たらない状況もありまして、手当の額については、十分ではないかもしれませんが、町のほうに、手当に関する要望は届いていませんし、現在のところ見直しの予定はありません。額が問題というより、手間と時間がかかるため、なり手が少ないという状況のように感じております。そのような中で役員の方には御協力をいただいております、非常に感謝しています。

区に加入しない住民についてです。自治組織でありますので、あくまで自主的に運営していただくことが理想です。加入に関しても、組織の目的を理解していただき、住民同士で協力していただく意味で、加入をお願いしたいと考えています。しかし、自治組織でありますので、強制はできないものと考えています。近年、そうした方がいるということは承知していますが、協力をお願いをしていたら、その方向に向けて進めることが重要だと考えています。

組を抜きたいという高齢者に対しましても、災害時や見守りの対応を考えましても、共助の意味で自治組織は大切だと考えておりますので、高齢者に負担にならない範囲で、加入、協力をお願いするしかないのかなと考えております。

今後は、回覧を含む情報の連絡方法を検討したり、少しでも区長さん方の手間が減るように、内容的に検討していきたいと思っております。

以上です。

町民課長 続きまして、住民の安否確認について町民課のほうからお答えさせていただきます。

(1) 独居世帯に対して、どのような連絡網と安否確認をしているか。との御質問ですが、何事もない限り、独居世帯に対して役場から連絡をとり安否確認を行うことはありませんが、社会福祉協議会のヘルパーによる訪問や配食サービスによる安否確認を行っています。その訪問時に、鍵が閉まっていて出てこないなどの緊急時には、役場に連絡が来ますので、担当者が現地に出向き対応しております。

また、安否確認とは意味合いが違いますが、希望する世帯に緊急通報システムを設置し、何かあった時にシステムのボタンを押すことで専用のオペレーターにつながり、状況に応じて、例えば救急車の手配をしたり、事前に登録された連絡先に連絡をしてくれるといったシステムです。このシステムは、24時間365日対応で、月に1回、オペレーター側から、利用者の健康状態などを聞きとる確認もされております。

続いて、(2) 高齢者からの緊急連絡や食事がとれない場合の対処についてで

すが、高齢者に限らず町民からこのような連絡が入った場合、速やかな対応が必要となりますので、まず、現地に出向き状況の確認を行います。現地確認には必ず2名以上で出向きますが、電話での聞き取り状況に応じて、保健師の同行をお願いしたり、町が備蓄している非常食を持って行ったこともあります。

現地では、状況把握をする一方で、関係機関への連絡や家族への連絡を行い、場合によっては救急要請もあり得ます。臨機応変な対応が求められますので、必ず2人で相談しながら対応を行っております。

他には、お金がないといった相談があった場合には、愛知県の新城設楽福祉相談センターの生活保護担当に連絡を取り、同行していただけるように依頼します。相談センターが必要であると認めた場合、2週間分の食事を無償提供していただけるフードバンクの利用ができ、早ければ翌日に食料が宅配されるので、緊急事態の延長を図ることができますので、その間で、しかるべき対応をするという対応もあります。

日頃から、社会福祉協議会や福祉相談センター、新城児童相談所や設楽警察署などと連携をしながら対応と情報収集を行っています。

以上です。

総務課長 続きまして、組内に入っていない住民の災害時の組の対応ということで、お答えさせていただきます。

大規模災害が発生した場合に備えて、「各自」が物資の備蓄や避難方法の確認などを事前に確認することは防災の基本となっております。また、各地区には自主防災会が組織され、住民と行政が協力して有事に対応する体制づくりを防災訓練など実施しながら進めております。

阪神・淡路大震災の例では、震災により救助された人の8割以上が地域住民による救助であったと言われております。特に、自力で避難が困難な方に対しましては、どこに住んでいるのか、どのように安否を確認し、どう救助するのかなどを事前に話し合っておくことが大切になってきます。防災上でも地域とのお付き合いは欠かせないものと考えています。組に入っていない方には、まずは声をかけて、話しをすることから始めることが必要であると考えております。

よろしく申し上げます。

産業課長 それでは、3番目の「生活必需品の補助について」の、設楽町4店舗がスタンドに補助金を交付し少しでも町民に役立てるように提案したいが、町の考えをお伺いしたい、ということに関して説明させていただきます。

ガソリンに関しましては、原油の高騰から国が介入して、ガソリン価格の上昇を抑えるため補助金を支給しています。3月10日現在では、1リットルあたり17.7円を支給しております。

今回議員が、設楽町の4店舗のスタンドに補助金を交付する提案ですが、ガソリンスタンドには町民だけでなく多くの町外の方が利用されています。それを考えますと補助金を交付することは適切でないと考えます。

なお、繰越予算で認めていただきましたプレミアム付き商品券を1万冊発行します。その中から町民全員に1冊6,000円分を配布する事業がございます。それでの対応をお願いしたいと思います。また、商品券につきましては、発行総数1万冊のうち3月1日現在の人口は約4,500人ですので、残りの約5,500冊数を販売をいたしますので、御購入していただき、それも合わせて御利用いただければ

と思います。なお、6,000円分の商品券は、20円補助をしたと考えると約300リットルのガソリンが買えることとなります。

以上で終わります。

5 今泉 区長、組長さんの手当ですが、今総務課長から見直す方向ではないとお答えをいただいたのですが、今の状態、田口地内は世帯がたくさんおりますので組長などはできると思います。ただ、津具だとか名倉、神田、豊邦のほうは段々少なくなってきております。その志気をを上げるためにも、なんとか増額に見直してほしいと思いますが、この財政課長さんのほうはその予算を作ることはできないですかね。

財政課長 必要であれば作れます。ただ、その前提となるものをどうやって考えるかということが大事になりますので。こんなことを言ったらあれですけど、金額的にはそれほど大したことないので、必要とあれば増額できますけれども、その前の検討が大変重要になると思いますので、その点については、私は判断しかねますのでよろしくお願いします。

議長 すみません、お諮りします。正午になりましたので休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。13時まで休憩といたします。

休憩 午前12時00分

再開 午前12時58分

議長 2分ほど早いですが、全員そろいましたので休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、先ほど中断いたしました、5番今泉吉人君の質問を許します。

5 今泉 先ほどから、途中で棒を折られちゃったところで意識が薄れてしまったのですが。

先ほど、総務課長さんから、区長と特に組長の手当を増額して見直すことはないと言われたのですが、そんなことを言ってみると、組数の少ない所ですと、現在80代とか90代の高齢者の人もいます。その人たちに組長をやれというのは本当に気の毒だなと思います。組長も回ってくる。

津具地区のことを言っただけではないのですが、毎年組長をやったり、中には2年に1回組長をやってみえる方もいます。このようなことを何とか解決するためには、ちょっとでもいいので組長の手当を増額するとか、何か良い方策があると思います。それを考えていただきたいと思いますがいかがですか。

総務課長 ただいまの件ですが、非常にいろいろな要因が絡んでいるのかなと感じております。多分その組は件数が少ないのでしょうか。で、先ほど議員が「田口のような多いところでは大丈夫だが」というような話もありました。単純に金額を上げれば今の問題が解決するのかと感じております。過去の例、これはなかなか難しい話でもあるかと思いますが、例えば1例を出しますと、沖駒は昔、区が別でした。沖ノ平と駒ヶ原が一緒になりました。人数が少ないとかの問題もあったと思います。例えば、組の再編というのも一つの手立てになるかもしれない。単純に今運営が無理だから単価を上げればいいという問題でもないのかなと、話をお聞きして感じました。

そういった面もありますので、適正な報酬額というのは決まったものはありません。ちなみに、私事ですけれども、農事部の部長がまわってくるという手紙が来まして、同意書を出してくれと。それで、いいですよ、と同意書を出しました。そして報酬をお支払いしますと書いてあったんです、年額3,500円と。なんだこれ、と思いましたが、皆さん協力をしながらやっているのですんなものかなと。というのは余談ですけれども。

ということで、適正な額が計れないというところがあります。で、今現在では1件あたり500円という組長手当交付金という形でお支払をしています。でありますので、件数の話ですとか、いろんな意味を含めて今後検討が必要かなと感じております。

5 今泉 わかりました。そういうことで、納得はいきませんが、なんとか町のほうとして良い方法がないかということをお伺いしたいということで聞いているのです。

国民年金でお金をもらっても少ない、昨年10月に国のほうから1世帯5,000円、年間で6万円国民年金を上げてくれています。そのようになっていることもありますので、いくら上がっても今1か月6万5千円かな。その挙げ句に高齢化になってそういうこともやらなければいけなくなると、組を抜きたいという住民が出てくるのです。組を抜けてしまうと、あと、どうするかということになってきちゃいますからね。そういうこともありますので、組長手当を例えば倍額にするとか、それならばもう一年組長をやるかなという住民も出てくると思いますので、なんとか考えて欲しいということをお願いしたいのです。

町長 今泉さんの御指摘はお伺いしたわけでありましてけれども、私は選挙のときもそうですが、皆さんの前でも10年後をしっかりと見据えて、財政を見据えた上で行政を進めていくときが来ていると感じています。そのなかで住民の皆さん全員が主役のまちづくりを掲げておりますので、そういった中で住民の皆さんにも地域づくりに参加していただくという体制を作っていきたいなと思っています。そのなかで、皆さんが将来に向けてそういったお金の使い方が必要だということであれば、考えていきたいと思っておりますけれども、私は、お金ではなくて、地域は地域の方で一生懸命自分たちの地域を守っていくというところを思っていたきたいというのが本当のところでありまして、そういった形で考えていきたいなと思っています。

今、課長が申しあげましたけれども、区の再編ですとか、組の再編、私の地元でもいわれるような組がたくさんあって、内々の話でどこかとくつつこうかという話が出てくるのですが、なかなか難しく、あんたの所とはくつつきたくないという話も出てきてしまいます。ですので、行政が指導をしてというところではありませんので、懇談会の折にそういったこともお話しながら、行政としては御協力と支援はさせていただきますので、地域の皆さんの間でお考えをいただきたいと思っております。

5 今泉 はい、わかりました。仕方がないとは思いますが、なんとか各地区の住民の皆さんと、一緒に協力しないということがないようにしたいと私も考えていますが、なかなかうまくいっていないので困っております。

そういうことで、次に質問に移ります。

高齢化が進んでおり、組内の行事、祭礼等で人手が足りないことは多々あり、

組内に入らない住民は、付き合い、連絡網等の問題が発生します。そうすると自然に隣近所の付き合い等もなくなり、村八分に成りかねなく、人道的な問題が発生する可能性もあります。もし、最悪の事態——孤独死等が発生した場合、民生等の観点から町の責任を問われる恐れも考えられますが、町としての良いアドバイスがあればお聞きしたいです。

総務課長 やはり、同じお願い事になります。自治組織ということで共助——お互いで協力をしていかないと成り立っていかない、ということになると思います。どうしても嫌だという方は強制的にとすることは無理でありますので、そこら辺は問題も残ってしまいますけれども、出来る限り、これはお願い事項になります。そういった自治組織として御協力をいただけるように地域で頑張ってくださいと。

孤独死の話であります。なんらかの見守りが必要な方については、地域の協力ももちろん必要ですが、そういった制度——介護保険ですとか、社協やヘルパー、そうした制度がありますので、そういったところをお願いをしていきたいと考えております。

以上です。

5 今泉 わかりました。

それでは、安否の関係について再質問します。

一人世帯の高齢者が増えており、安否確認は家族、近所の住民等が電話連絡、訪問をして確認していると思いますが、難聴などがひどく電話も出られない状態の世帯もあります。特に、一人暮らし女性高齢者は常日頃から玄関に鍵を掛けていますので、声掛け運動にも苦勞しているのが現実です。町はこのような要保護世帯と思える高齢世帯に対して、安否確認の良い方法があれば教えてもらいたいと思います。先ほど、ヘルパーさんだとか、みんなで訪問をしてどうのこうのと言ってみましたが、なんとか良い方法があれば教えていただきたいです。

町民課長 町民課の管轄では、先ほど答弁させていただいた内容でしかないのですが、先ほど、総務課長が言うておりますように、地域である程度見守るということも視野に入れていただくと、その人を見る目が増えるのかなと思います。あと、地域に民生委員の方もいらっしゃいますので、そういった民生委員の方に、「あの人独居で耳が遠くて何かあるといけないから時々見てやってくれないか」とか、そういったことを区で民生委員に情報を流していただく中で、その人を見守る目を増やしてもらおうというようなことも1つの方法かなと思いますので、行政と地域で一緒になって見守っていくということをお願いできたらなと思います。お願いします。

5 今泉 わかりました。やはり、そういう回答がくるかなと思いました。

続いて、再質問します。

ウクライナ情勢は、テレビ、新聞等の報道でロシアのプーチン大統領が徹底的に攻撃をすると豪語しております。戦争が長期化する可能性があります。報道によると7か月くらいまでかかるのではないかとっていました。そうなると、ガソリンなどのエネルギーの高騰も長引き、町民の生活も厳しくなると思います。何とか、この大戦中だけは町民の目線になり、エネルギーを確保するため、安価なガソリン等を還元するためにも、町が補助金を捻出する予算を確保し、それをスタンドに交付し、町民が給油する場合は身分証明書等を提示するなどして給油

すれば、不特定多数には給油ができなくなるのが考えられます。これらを実現するためには、町が町民のために貢献したと思える方策が必要と思います。どうか、町から温かい回答を貰えるよう、町の良識ある見解を再度お聞きしたいと思えます。財政課長、お願いします。

財政課長 御主旨はわかりますけれども、産業課長が申しましたように不特定多数の方になってしまうというところ、例えば町民の方に限定をするということ、それを事業者の方が良しとするかです。大変手続が面倒になります。極端な話、何も持っていないけど顔パスでいいですよ、ということになりかねません。そうしたときに本当に町民の方と限定できるのかどうかという点が1つあるかと思えます。それから、ガソリンに関しては国策でございますので、一町がああだこうだとはできないということ。その点も踏まえると安易にできるものではないと思っております。

5 今泉 ガソリンについては、国から5%から25%を元請けのほうに補助を出していると言っているのです。その補助金が各小売店のほうに回ってきて実質何%安くなってきているかわかりませんが、小売店に5%から10%安く入ったとしても、その安く入った金額を消費者として本当にそれが安くなっているかとずっと回ってみていますが、全くその結果が見えないのです。今設楽町は農協さんの175円。新城のほうへ行くと161円になっているところもあります。それがなんで安くないのか、こちらのほうが5円でも安くないかなと思うのですが、その点どういうふうに思ってみえるかお聞きしたいのですが。

産業課長 ガソリンですが、そこにピンポイントを当てているのであれなのですが、ガソリンスタンドでの免許証の確認は、できることはできます。車に乗ってきてみえるので、持っていない方はいらっしゃらないので確認はできると思いますが、基本的に税金で町から補助金という形で出します。請求をするときには誰々に払ったというところをしっかりと確認していかないと、私のほうも監査の方にどう説明をしていいのかもわからなくなってしまいます。農協さんが請求するという段階になったときに、それはできないよということのほうが大きいかと思います。

それから、現実的にガソリンだけではなくて今小麦も値上がりをするという今朝のニュースもありましたので、それらを考えてバランス良く補助を出すということになると、やはり、先ほど言った皆さんに配られるプレミアム付商品券のようなものを配ったほうが。ガソリンだけですと、おじいさん、おばあさん、車に乗っていない方もいらっしゃいますので、できればプレミアム付商品券で対応したいと思えますのでよろしくをお願いします。

5 今泉 わかりました。いろいろ聞いたのですが、今何にしてもガソリンだとか灯油だとか軽油、業者さん、農業をやってみえる方、いろいろかかると思えます。これ以上上がっていくと200円にいくことも考えられます。そういう点、先ほど私が申したみたいに、町民に身分証明書を出してもらって、この人は町民の方とわかったら5円でも安く還元できるような方策を考えてもらいたいと思えます。

以上で質問を終わります。

議長 これで今泉吉人君の質問を終わります。

議長 続きまして7番金田文子君の質問を許します。

7 金田 7 番、金田文子です。

冒頭に、ロシアのウクライナ侵攻を一刻も早く止め、犠牲になっているすべての人々が惨状から救い出されるよう、抗議の意と戦争反対を表明します。先ほど本議会で決議したところですが、役場に、支援の募金箱設置等具体的な対応をお願いいたします。

それでは、通告に従い、質問をいたします。一括方式でお願いいたします。

まず、町長の自治体経営における令和4年度の重点事項を伺います。

町長の公約、所信表明、メディアで取り上げられた事柄などから、令和4年度に早急に取り組むことについて質問いたします。

①「対話の重視」と「住民との協働」について、もう少し深くお聞かせください。

何を「対話」から見極めるのか。どんな「協働」を目指すのか。

令和4年度に方向性を示せば、住民が共に考え、参画・実行する主体者、主役になっていくことができ、住民各位が自分のできることのイメージがつかみやすい。そして、行政職員も、多岐にわたる政策の実行過程において、担当施策で何を対話し、どんな協働を生むか、具体目標と評価事項が見えてくると思われるからです。

何を「対話」から見極めるのか。どんな「協働」を目指すのかについてお願いします。

②所信で、総合計画の3番目の項目「産業」について触れておられました。観光施設やイベント中心に述べられましたが、令和4年度の産業振興は観光産業にスポットを当てているのですか。既存の基幹産業ほかを所管する部署も、観光に意識を寄せて施策推進業務を行えばよいのですか。

③2月14日の奥三河ビジョンフォーラムの新春懇談会の発言、県立田口高校林業科の存続活動と林業アカデミー設立が、新聞記事紙に切り取られていました。改めて構想を伺いたい。この点は同僚議員が質問しましたので、割愛して下さって結構です。

2問目です。重点事項を実現するためには、携わる人材育成が重要です。本日ここでは、新しく設けたデジタル化推進員制度の考え方を伺います。

デジタル化の推進は、中期の計画において、もはや猶予の無い必須事項となっており、町長所信に、行政のデジタル化という言葉がありました。具体策としてデジタル化推進員を各課に置くとのことですね。各課を横断する横串となり、縦割りを打破するアイデアだと期待しています。推進員はどんな業務をするのですか、担当部局の説明を求めます。特に、スタート時に大事にしていることをお聞きしたいです。

3問目です。農業振興に係る具体的施策の変容について質します。

特に「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」——以下、「構想」と言います、から、担当部局への聞き取り調査をふまえて、課題を問います。担当者の4名の対応から業務への真摯な取り組み姿勢がわかり、うれしく思いましたことを申し添えます。

農業生産展開の基礎となる優良農地の確保、農業振興地域整備計画に則した秩序ある土地利用の確保に努めるために構想が策定されました。

構想では、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化の可能性が高

まっているといえます。高齢化が進んで、機械更新時や世代交替を機に流動化が進むチャンスとありました。その一方で、継承されない又は担い手に集積されない有休農地の増加傾向が荒廃を生む原因となることが問題とされています。遊休農地の担い手への農地集積は、現状では遊休農地の19%程とのことでした。

①担い手への農地集積が進まない障害になっていることは何ですか、これをまずお聞きしたいと思います。

新規就農者や継承者が人口減とともに集まりにくくなっていると想像されます。構想では、対策として、農業が魅力・やりがいのあるものとなることが、就農者・継承者を確保することにつながるとし、令和12年度を目途に効率的かつ安定的な農業経営を実施する経営体の育成や、基幹経営体にも更なる経営強化を推進していくこと、またスマート農業の現場実装により、収量と品質の向上や農作業の省力化の推進がうたわれています。そこで、伺います。

②UJIターナー者に、農業が魅力あるもの、やりがいのあるものと認知される指標は何でしょうか。また、よいロールモデルはありますか。

③新規就農者の確保の目標が3名になっています。相談者の人数は、令和2年20名、令和3年23名と、以前より大幅に増えているのに、就農者目標を3名とした理由はどんなことですか。

④スマート農業の実装の実証実験の実績、または予定はありますか。

⑤県立田口高校で実施している「お仕事フェア」に農業者及び農業関連事業者の出展実績や出展予定はありますか。

4問目です。町民のウェルネス実現への考え方を問います。ウェルネスについては参考資料を添付しましたので、概念をつかんでいただいているものと思います、よろしいですね。

ウェルネスの概念がライフデザインの基盤として登場してきました。経済活動でも世界的にウェルネス産業が発展しており、毎年6%余りの成長で、世界経済の2倍以上の伸びを見せているようです。今後の日本は、人口規模は縮小するものの、人生100年時代の先頭にたっており、ウェルネス分野での産業成長で世界をリードできると、論文や経済紙で発表されています。

既に、多くの人にこの概念は内在しているとみられます。後期高齢世代となっても農業やボランティア活動をしている人、旅行や趣味を楽しむ人など、生き生きと輝いた人生を送っている人はあります。死因の上位を占める生活習慣病の予防をするために健康診断が奨励され、補助事業も展開されています。加齢に伴い、健康の意識も高まり、介護予防活動も行われています。

少子高齢社会は、財政面から見ると医療費が大きな負担となりますが、高齢期の衰えは誰にもあることです。若い世代でも思わぬ病気や事故に見舞われることだってあります。「不安を抱えながら生きること」より、「病気をしながらどう幸せな状態にいるか」というウェルネス課題に対し、睡眠マネジメントや精神バランスの保ち方、禅マインド、内省するスポーツなど、最新のビジネス分野が解決策として注目されています。

設楽町においても、入院、外来を合わせた医療費の上位3位までは相変わらず生活習慣病であり、40歳代でも医療機関を受診した人のうち3割が生活習慣病となっています。

行政の施策の基盤となる考え方に健康の増進や疾病予防がありますが、人々の

マインドがヘルスより上位の価値意識、ウェルネスの実現に変容すると、おのずと健康増進や疾病予防に主体的に取り組むようになるのではないかと考えることができます。そこでお聞きします。

①町民課の健康施策の基盤となる考え方をウェルネスという新しい課題に持つてくることについてどうお考えですか。

②企画課の「オリエンテーリングのまちづくり」には、ウェルネスの課題解決策を提供しているという考え方はありますか。

③観光分野の「御城印」や「山城ツアー」などの地域の自然や歴史資源を活かした取組の基盤にもウェルネスという新しい課題意識があるのでしょうか。

④企画課や観光協会等の事業が外からの人々を呼ぶことに主眼があるように映ります。町民各位が自らのライフスタイルをデザインする、ウェルネスを実現しようという意識を前向きに変える学びは、社会教育・生涯学習分野の課題となりますが、教育課の捉え方はいかがでしょうか。

以上で、1回目の質問を終わります。

町長 それではまず、最初に私の「自治体経営の令和4年度の重点事項を問う」というところからお答えをしていきたいと思っております。

まず、「対話の重視」、「住民との協働」ということであります。先ほど来質問の中でも時折触れておりますけれども、将来を見たときに今この町に一番必要なのは住民の皆さんとの対話だと思っております。どういった将来を住民の皆さんが描いてみえるのかというところを皆さんとお話をしたいというのが本当のところでありまして。

そのときには、どんな形でやるのかというのは年度明けの区長さんとの協議会の後ということになりますけれども、方法等はこれから検討をしております。その中でお示しができるもの、将来の人口推移であったり、将来の財政の見通しであるというものを提示をしていこうと思っております。一番最初からこれを提示をするのがいいのか、悪いのかということも含めて今後検討をしております。

まず、今、設楽町は4つの地域で皆さんに参画をしていただいて地域づくりをやっているわけですが、あまり上手に機能しているとは言えません。田口地区においては解散をされたというお話も聞いております。これは、移住定住というところに特化して話を進めたわけでありまして、このままでは少し具合が悪いと思っておりますので、今後方法などは検討をしておりますけれども、担当のほうには、まず地域の防災という点、消防団員の数よりも支援団員のほうが多くなってしまっているという現状がもうここにあるわけですので、そのなかで地域の防災、火事だったりいろんなことをどうしていくのかということ住民の皆さんと一緒に考えてまいりたいと思っております。そういったことをきっかけに、住民のみなさんに少しでも将来についてお話を聞いていただく、まずはそこに参加をしていただくことが協働の第1歩だと思っておりますので、そういった形で身近なところからやりたいと思っております。

また、今学校のあり方ということで4地域でお話をさせていただいているわけですが、そのなかで特に清嶺地域において、住民の皆さん、御年配の方から子育てをされる方まで含めて、学校のあり方をどういうふうにしていくのだと御協議をされていると聞いております。きっかけは適切だったのかというところ

はわかりませんが、そういった気運が起こって、いろんな意味合いでそういうことをお話をさせていただく機会ができるということは大変いいことだと捉えております。

本当に遠い目標ですけれども、将来、4つの地域の中に自分たちの地域の課題について自分たちでお金をどう使っていくのかというところまでいけたらいいなと思っておりますが、そこにたどり着くのには何年かかるかわかりませんので。長い視点で、必ず取り組まなくてはならない課題でありますので、そういった形で取り組んでまいりたいと思っております。

あと、役場の行政内の話であります。よく縦割りではなく横割りでというお話をされます。私も気になりますので、課を横断してという話はよくさせていただきます。今、一般質問を皆さんからお出しをいただいて、私と答弁の調整をさせていただきます。今、町長室に来て、担当課の職員、副町長、総務課長、教育長を交えてお話をさせていただきます。いろいろ調整が必要なのはわかっていますし、まだ総務課長にも相談をしております。課長会議という席があります。その席で私は答弁調整をしたい。皆さん共有の問題として、議員の皆さんから出されている質問とか課題について各課を越えて共有をしていくことが必要だと思っております。来年度はそういうことの実施に向け取り組んでまいりたいと思っております。ただ、そのときには、皆さんが質問を出していただいてから調整をするのに時間を要しますので、その辺は皆さんに改めてお願いをして調整をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

最初の質問は以上であります。

次に、産業について触れられている、産業が主かということであります。

産業が主というふうには思っておりません。

[「観光が主か」と呼ぶ者あり]

町長 観光が主とは思っていません。ただ、先ほど質問でもお答えしましたけれども、ここの町をまず知っていただいて来ていただく、何度も来ていただいて良さをわかっているということに重点をおいていきたいと思っております。そうするには、まず、さっき言われる縦割りというところを無くして、移住定住であったりいろいろな企画をする部門と産業の中の観光の部門、そして教育という部門の中で総合的につながっていくシステムを考えていきたいと思っております。これは来年度から実施をすることになっておりますので、そういう形で実施をしていきたいと思っております。

あとは、アカデミーの話は先ほどお答えをいたしましたので、そういうことあります。

以上であります。

総務課長 それでは、私のほうからは、2番目のデジタル化についてお答えをさせていただきます。これから御審議をいただきますけれども、令和4年度の予算に申請管理システムに係る経費を計上させていただきます。行政手続きの電子化に関する予算でありますけれども、これについては国より強く求められているところであります。行政手続きの電子化については、今までは本人確認を行う際に対面に加えて顔つきの身分証明書を提出しなければならなかったものが、マイナンバーカードの電子証明書を活用することにより実現可能となりました。

一口に行政手続きのデジタル化と言いましても、それを利用するには電子証明

書が格納されたマイナンバーカードの発行や、町民からの申請をセキュリティ上問題が無いネットワーク経路で受信する必要があることなど、各担当がそれぞれ行うにはハードルが非常に高いものとなっています。具体的にはマイナンバーカードを発行する際には、町民への説明に加え、国が行っているマイナポイント事業等への対応が必要であることや、町民からの申請がどのように業務担当者の元へデータとして向かうのか、申請に不備があった場合はどのように連絡するのか、など、特定の部署だけでは解決が難しい多くの課題が存在しております。

こういった課題を効率的に解決するため、現在各課の関係職員が協力して調整を進める「設楽町情報化推進委員」を町では既に組織しています。これは、先ほどのマイナンバーカードに関連する手続以外に、①庁内事務の効率化に関する検討、②新システム導入時の各担当間の調整を行うこと、これらを目的として、庁内を横断的に調整を進める組織として設置をしているところであります。

議員がおっしゃる「デジタル化推進員」という名の職員を各課に置くということは、現在決定しているものではありません。ですが、今申し上げました、「設楽町情報化推進委員」という組織が既にありますので、こちらを活用しながら調整を進めてまいりたいと思います。

以上です。

産業課長 それでは、(3)の「農業振興に係る具体的施策の変容を質す」というところの①から回答をさせていただきます。

「担い手への農地集積が進まない障害になっていることは何か。」の質問ですが、新規就農者や継承者が人口減とともに集まりにくくなっていると想像されます。担い手とは、「認定農業者」、「認定農業者から基本構想の水準に到達した者」、「認定新規就農者」、「人・農地プランに位置付けられている者」、「今後育成すべき農業者」のことを言います。また、担い手へ集積されている19%は、町内全体の耕地面積に対して担い手が経営している面積の割合を指しています。

当町の農地集積は、農地の資産保有としての意識が強い、兼業農家の農地保有、貸し手側が借り受ける農家を選んでしまう、この3つが、集積が進まない主な原因と考えられます。そのため、農地を集約したくても先程述べました3つの原因から分散した農地をまとめられないのが現状となっております。

こうした現状に対し、当町では国による人・農地関連施策の見直しの一貫としての「人・農地プランの実質化」に向けて取組を進めています。この取組は、地区・集落ごとに、アンケート調査や農業者の話し合いを通じて地図による現況把握を行った上で、話し合いにより10年後の将来に目指す地域農業の在り方への方針、地域農業における中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を作成し、農業を担う者ごとに農地を特定して将来の目標地図に示すものです。

実質化に向けた集落での話し合い及び地図の作成によって、農地集積・集約状況をはじめとした地域・集落全体の現状が可視化され、耕作放棄地の増加や後継者不足といった問題に対する危機意識を醸成、共有し、課題解決を目指していきます。「人・農地プラン実質化」の取組を通じて農地所有者の意識変化を促すことで、実際の農地集積・集約化へとつなげていきたいと考えております。

次に、②の、「UJIターン者に、農業が魅力あるもの、やりがいのあるものと認知される指標は何か。また、よいロールモデルはあるか。」というところのお答えをさせていただきます。

農林水産省が平成 29 年に若手農業者に向けて実施したウェブアンケートによると、農業の魅力として仕事内容や時間の裁量の自由度が大きいこと、自然を相手として仕事をする事、食料を供給しているという社会的責任があること等が挙げられています。また、自分の手で一から作物を育て、多くの作業を経て収穫することの喜び、誇りを感じられること、販売を通じて消費者と交流できることにやりがいがあるといわれています。どんな農産物を栽培するか、どのように販売するか等、自分のアイデアや工夫、努力次第でより多くの利益をあげることが期待できることも魅力のひとつと考えます。

町内の事例では、トマト農家で農産物の販売売上が 1,000 万円に達している農家もあり、当町における農業経営のロールモデルであると考えられます。

続きまして、③の、「新規就農者の確保の目標が 3 名とされている。」というところについて回答をさせていただきます。

当町は今まで、就農規模、J A 愛知東農業組合などがしっかりとした指導ができる範囲などを鑑み、3 名となっています。

就農相談者数について、令和 2 年度以前は、平成 31 年度は 14 名、平成 30 年度は 12 名となっております。令和 2 年度からは、新城設楽担い手総合支援協議会が主催している就農林相談会のほか、マイナビが名古屋で主催する就農相談会へ参加しています。また、新型コロナウイルスの影響によって失業をしてしまった人や、田舎暮らしへの志向が強まったことで、就農相談者数が増加していると考えられます。そのため、相談に来る方々は「設楽町に来て農業で独立したい」と強い意志をもっている人よりも、農業ってどんなものかと情報収集に来る人や、雇用してくれる農業法人があるかといった相談が大半を占めています。就農相談の件数自体は増えていますが、直接新規就農に結び付く具体的な内容の相談は増えていないのが実情です。

今後は新規就農者の確保及び就農支援のため愛知東農業協同組合や県事務所農業改良普及課と協力し、新たな取組を検討していきたいと考えております。

それでは、④「スマート農業の実装の実証実験の実績、または予定はあるか。」というところを回答させていただきます。

今のところスマート農業に関しましては、愛知県新城設楽農林水産事務所の建設課及び農業改良普及課が主体となっており、名倉地区の関谷醸造株式会社アグリ事業部の水田 53 筆、約 6 ヘクタールにおいて水位センサー設置の実証実験が令和 3 年度から 5 年度までの 3 年間の予定で行われております。県と関谷醸造との実証実験実施の協定において、町産業課は立会人の立場となっており、令和 3 年作の農作業において水位センサーの設置により、一日あたりの水管理の所要時間が 46%削減されたとの報告を受けております。

現在、町の事業として令和 4 年度から新たにスマート農業技術の導入を支援する補助制度の創設を予定しております。この補助事業は、AI、IoT 技術を活用したスマート農業技術の導入による農作業の省力化、作業負担の軽減、ベテラン農業者の勘や経験によっていた生育技術の可視化による栽培技術の向上を目的としております。

この事業を通じて農業者のスマート農業技術導入を推進し、その効果を検証していくことで当町の農業に適した技術を見極め、効果的な支援策の検討につなげていきたいと考えております。

それでは、⑤の、田口高校で実施の「お仕事フェア」について説明させていただきます。

これまで「お仕事フェア」への農業者や農業関連業者の出展は、愛知東農業協同組合、たけうち牧場の出展実績があります。農業分野での人手不足、人材不足の声は農業者から寄せられておりますので、企業的に人材を雇用する法人等の農業者に対して、同フェアを紹介し出展を促していきたいと考えています。

以上です。

町民課長 町民課からは、「町民のウェルネス実現への考え方を問う」ということについてお答えさせていただきます。

ウェルネスという言葉そのものが広い意味を持つようで、健康施策でいうと、単に病気や障害の有無で健康を考えるのではなく、生きがいや心の豊かさ、尊厳といった総合的な視点から健康を考え、食生活・身体活動・休養などをバランスよく取り入れ生活習慣の改善を図り、自分のライフスタイルを確立することで、充実した人生を目指す積極的な生き方の意味を持つと理解しています。

このウェルネスに取り組むには、健康面だけでなく、町民が生きがいを持つための環境であったり、社会であったり、地域であったり、人であったりなど、非常に幅広い分野での取組が必要となると考えております。人が何に生きがいを見い出すかは人それぞれです。結果として、町民が充実した人生を送ることで医療費の削減につながり、人が元気になることで地域が元気になるといった波及効果が考えられます。

また、令和3年度からの設楽町高齢者福祉計画では、「健やかに安心して元気に暮らせるまち」を基本理念として計画推進しています。一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現に向けて取り組んでいますので、既にウェルネスの言葉が持つ広さはありませんが、その視点に立った事業展開がされていると考えております。

町民課からは以上です。

企画ダム対策課長 企画ダム対策課から、「「オリエンテーリングのまちづくり」には、ウェルネスの課題解決の提供という考え方はあるか。」についての御質問ですけれども。

オリエンテーリングはスポーツ競技で、フィールドが大自然の中にあり、森林には癒しの効果があり、また参加者同士が話しながらどの世代でも楽しめる競技です。参加者は、自然に癒されたい、いろいろな方と話したいなど、いろいろな考えがありますので、そういった視点を変えて考えれば、違う取り組みもできるかもしれません。今後もオリエンテーリングに参加した方やオリエンテーリングに携わった方が、楽しむということを重視して事業を行い、再び参加していただいて設楽町に訪れていただきたいと思いますと思っております。

ウェルネスの言葉を意識して取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

産業課長 それでは、③の、「観光分野の「御城印」や「山城ツアー」などの地域の自然・歴史資源活用の取組の基盤にもウェルネスという新しい課題意識があるか。」にお答えします。

議員の御質問の観光協会の取組は、奥三河ふるさとガイドの皆さんの発想に基づいて企画立案したもので、町外からの誘客においても好評を得ております。ガ

イドのみなさんはもちろん、参加者の皆さんもそれぞれの趣味嗜好に基づいての事業への関わりだとは思いますが、そこには「生きがいづくり」という観点も当然お持ちであることから、ウエルネスという課題意識は観光施策においても重要であると考えております。

なお、今後の事業にもウエルネスを活用していきたいと考えております。

以上です。

教育課長 教育委員会より、「社会教育・生涯学習分野にかかる捉え方」についてお答えいたします。

教育委員会では、先にお配りしています令和4年度「当初予算の概要」の中で、社会教育費予算の事業内容として「町民がスポーツを楽しみ、健康で元気に暮らすきっかけづくりとなるよう、生涯スポーツを推進する」、「文化は潤いのある生活を送るためには欠かせないもの。取組により人々に心の安らぎと豊かさ、生きる喜びをもたらしていく」といった方針を示しています。

住民の皆さんが、健康な心身を基盤として、自らの豊かな人生、充実した生き方の実現に向けて目指していけるよう生涯学習活動や社会教育事業を展開していく、という基本的な考え方に沿って各種取り組んでおります。と同時に、こうした事業の更なる魅力化、参加してみたいとか、関わってみたい、やってみたいというような思いが心身の健康を心がけるきっかけにもなると考えます。これらの更なる充実のためには、より多くの皆さんが垣根を越えて気軽に参加できる生涯スポーツや文化的活動などの実践や環境づくりが重要ですが、新たな指導者の育成や活動を推進する団体・グループの高齢化といった課題もあます。また、日常の交流活動が制限される時世ということもありまして、決して十分と言えない状況が続いているのは事実であります。そうした中ではありますけれども、議員が言われておりますように、また、それぞれの担当課長が答弁をしておりますように、ウエルネスの概念は、各部署の取り組む業務各般に及びますので、改めてそうした意識を共有しながら連携して広い視点で取り組んでいかねばと考えております。

以上です。

7 金田(文) これから、せっかく新しい町長さんになり、新しい会計年度が始まるので、こらからの第1歩を踏み出すということで、その姿勢を示していただきたく皆さんの御答弁をいただきました。

課長さん方の答弁をお聞きしていて、既に職員の皆さんはいろいろ気づいているし、現代的な課題に取り組んでいるということ自信を持っていただきたいということと、その根底に基本として貫かれていることが、いったいどういう理念でやっているのかなということが分かりにくかったです。それぞれの事業が対処療法的だったです。みんな良いことをやっているのですけれども、対処療法だからごちゃごちゃしちやって、いったいどこに向かっているのかが分かりにくかったです。たまたま私はウエルネスという概念を、健康分野のことを気にしているので出しましたが、ウエルネスに限らず、何かこの町の行政運営をしていくのに貫かれている、基盤となる概念をしっかりとみんな共有をして、私たち町民にも分からせてもらいたいというのが心からの願いです。

せっかく会計年度も始まることですので、また、予算のところで細かい事を教えていただきたいと思っております。

再質問ですが、行政運営の重要な柱となった対話を子供世代にも保障をするのは自明の理です。子供の権利条約で保障されていますよね。ですから、町内の小中高校生の意見表明の機会を作る努力をなさると考えますが、いかがでしょう。

2点目、協働の前提として、関連する情報が関係者に共有されることは重要なポイント、もう既にお答えいただいているとおりで。そうでないと、議論が這い回っていていつまでも終息できないです。時間の無駄と感じて去っていく人が今までにも現実にもありました。そういうことにならないように、今はオープンデータの時代でもありますので、情報公開を徹底してください。例えば、さっきの農業のことでも、今農業をやっている人だけではなくて、関心がある人には皆開かれた情報公開であるように、という意味です。

情報公開の方針についてはいかがですか。

3番目、デジタル化は、皆さんのおっしゃっているように既に行政の事務執行で広がっています。人口の基礎データから短時間で要望したデータをすぐに作って出してくださる職員さんも増えてきて、パソコンを駆使できる職員さんがいっぱいいるなという実感です。それから、私は「デジタル化推進委員」と名前を間違えてしまいましたが、現行の「情報化推進委員」の制度で十分機能できると思いますので、「情報化推進委員」に読み替えていただければ結構です。

私が一番希望をするのは、例えばリーダーのところから、ホームページで「やりますよ」と指示をされるのではなくて、それよりも前のときに、まず、各課の日常業務から非効率的な問題とか、手が回らない問題などをちゃんと自分たちの課の中で集めてもらい、それを解決課題や改善提案までに高める役割をしていただきたい。そして全庁的に共有して、じゃあどの課題から取り組むかというふうに全庁的な中でも優先順位をつけて取り組んでいただきたい。その一番大元のスタートラインのところは今が大事なのではないかなど。まだ課題の整理ができていないなど皆さんの御答弁から感想を持ちました。

とにかく、小さく始めて次第に横展開をしていく、そういう実績を期待します。聞き取り調査では、既に複数の課の職員さんが、自分の業務の中の問題に気がついていることがわかっています。各課内の問題抽出から取り組むということは指示されているのでしょうか。そここのところを確認したいです。

最後のところですが、町長の方針、対話、協働、デジタル化は大いに共感するところです。しかし、進め方を間違えると、あのときこうしていたらと手遅れ感や徒労感をもたらすだけです。職員の皆様方のいっそうの問題意識の高まりと情熱で私たち住民の民度を高めていただき、設楽町民である誇りと希望を膨らませてくださるよう期待しております。

では、今の1、2、3の3つの点についてお答えをお願いします。

町長 いくつかいただきましたのでお答えします。

小中高との意見交換、高校のほうは義務教育ではありませんので投げかけをしていくわけでありまして、小学校、中学校につきましては、就任してすぐに形にこだわるものではなく、一度話をしたいということで教育長とも話をしております。教育長は、子ども議会が一番おもしろいのではないかという御提案をいただいて、各学校に投げかけをしていただいていると聞いておりますけれども、まだ、どういう形でやるとか、やる、やらないのお返事も上がってきておりませんので、また確認をしていきたいと思っております。

情報公開でありますけれども、私は出すことができるものは全て出そうという思いでやっておりますので、出すことができるものは全て出していきたくて思っております。

デジタル化であります。先ほどどなたかの質問にもお答えしましたけれども、庁内のデジタル化はもちろんであります、庁内を今後に向けてでデジタル化をしていくことはもちろんでありますけれども、そういうこととつながらない高齢の方をどうしていくかというところも併せて全ての面においてなんとかなる方策があるのかというところを探っていきたい、遅れることなくやりたいなと思っております。

課内の課題の整理ができていくのかということでもあります。おっしゃるとおり、職員それぞれにいろんな課題がどこにあるという意識を持ってみえますし、先日若手の職員から集まりがあって、その席に出ていただけますかということ喜んで参加をさせていただきたいと話をさせていただきました。意識を持ってみえる方、職員もたくさんおりますので、そういう意味合いで大事にして、お話をする中で一生懸命お互いに協力をし合って進めていきたいと思っております。

以上です。

7 金田(文) 大変期待できる御答弁がいただけてうれしかったです。

さっき言い忘れましたが、産業課のことで、農地の荒廃を防ぐようにやってくださるわけですが、特に農地の荒廃したところを再生するのは困難になりますし、ふるさとの景観を損ねます。就労者や観光集客の妨げにもなるので遊休農地の流動化についていろいろ工夫をお願いします、ということをお聞きしたので付け足します。

それでは、職員の皆さんが町長の下、一丸となって新たな町づくりの一步を踏み出していただきますようお願いし、特に、我々町民に理解できるような運営をしていただき、民度を高めていただくようお願いして質問を終わります。

議長 これでは、金田文子君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、20分まで休憩といたします。

休憩 午後2時07分

再開 午後2時18分

議長 次に10番田中邦利君の質問を許します。

10 田中 一問一答方式で質問します。

質問1、「コロナ感染症から町民を守るために」ということで質問します。

第1問、新型コロナウイルスのオミクロン株感染が猛威を振り、全国的に感染が拡大しました。感染拡大はまだまだ収まる気配を見せず、21日まで延長になった蔓延防止措置は解除に至りません。設楽町でも、感染者が今日の報道で44人となり、他人事に思えたコロナ感染も第6波の広がりを目の当たりにして、切実なものになっています。ここ数日、感染者の減少傾向がありますが、オミクロンB.A.2株の新たな発生が報告されて、第7波の襲来も否定できない状況です。いよいよ、町民のいのちと安心、くらしをまもるため、町の果たすべき役割は重要と考えます。

そこで、今後のことを展望して、次の項目の対策についてお尋ねします。

①まず、当町の感染の広がり状況について簡潔で結構ですので説明を求めます。

②コロナ感染を食い止めるために、安全・安心・迅速なワクチン接種が求められています。ワクチン3回目の前倒し接種を高く評価します。

集団接種をはじめ、全体的な3回目接種の到達と保育園、学校を含めた完了予定についてお知らせください。

一問一答形式で質問しますので、以後、質問席で質問させていただきます。

保健福祉センター所長 それでは、ワクチン接種の状況につきまして御回答させていただきます。

設楽町の初回接種——2回目接種を終了した方は、4,004人で、うち追加接種3回目対象となる18歳以上の方3,758人の方に接種券を発送しております。3月10日、昨日の接種が終了した段階で、2,531人の接種が終わっております。約67%の方の接種が終了したことになります。18歳以上の集団接種につきましては、4月15日金曜日が最終接種日となっています。接種期間は9月末までありますので、集団接種終了後は医療機関との調整のうえ個別接種の予定を検討していきます。

また、5歳から11歳の接種につきましては、小児用ワクチンを使用し2回の接種が必要となります。対象となっている157人に接種券を発送し、接種は3月9日と3月12日に集団接種で実施いたします。初日の行政報告でもお伝えしましたように、現在設楽町に配分されている小児用ワクチンは100人分です。今後の配分状況を見ながら調整し、また、近隣町村とも連携をとりながら接種を進めてまいります。小児の接種期間も9月末までとなります。

以上です。

10 田中 第2問であります。検査についてお尋ねします。

PCR検査や抗原検査はこれまで指摘してきたとおり重要です。「いつでも、どこでも、何度でも」検査を受けられたらうれしいです。県の無料検査が広く行われるようになりました。それは、大村知事が、記者会見で「無料PCR検査所を県内に張り巡らせる」と無料のPCR検査所を県内1,750か所に設置する考えを明らかにしたことから始まりました。余談ですが、事業者がPCR検査所を1か所設置するごとに上限130万円が補助され、薬局や医療機関などでの検査を想定しているということです。利用者は無料で検査を受けられますが、感染状況が安定している間は、対象を健康上の理由などでワクチン未接種の人に限定するということでした。

この検査所設置を設楽町でも可能にするため、無料検査の期間延長と、無料検査所を設楽町にも拡大するよう県に求める考えはありませんか。

以上です。

町民課長 ただいまの件についてお答えします。

無料検査所は、薬局、医療機関、衛生検査所又はワクチン・検査パッケージ制度等登録事業者でないと無料検査所として登録できないこととなっています。薬局は町内に1か所、医療機関は3か所ありますが、指定にあたり、他の場所と明確に区別されており、一定の広さと明るさ、プライバシーの保護、換気が適切かなどの条件があります。どの医療機関も、現在からの事業拡大は難しいものと思われまますので、町への検査所の拡大を県に要望することは難しいものと考えてお

ります。どうしても心配な方は、新城市に無料検査所が3か所ありますので、こちらでの受診をお願いしたいと思います。

期間延長の要望については、愛知県の事業に対し設楽町単独で行うものではないと考えております。

以上です。

10 田中 追加質問しますが、PCR無料化検査事業について説明してください。パッケージ事業と感染拡大時の一般検査。それから、県内で1,750か所と知事は言っていたのですが、1か所あたりの人数で何人になるのでしょうか

10 田中 時間がないので答えを言います。

1,750か所というのは、4,300人に1か所になります。県の人口、750万人くらいですね。当然、人数的にいうと設楽町はクリアするのです。先ほど言われたような条件がないとだめだと言われますが、つぐ診療所も含めてこの規制をこじ開けてということは可能ではないか、あるいは努力をしてみませんか。

町民課長 町内でのPCR検査ができる場所は、つぐ診療所と伊藤内科、この2つの医療機関で受けられます。ただ、無料ではありません。あくまでも発熱等の症状があった場合に無料で受けられるという条件がついております。

それでは今回無料で受けられるようにと、そういう事業拡大ができないかということではありますが、無料とした場合、どれくらいの人がある検査会場に来るのかも想定できません。今、発熱外来ということで対応しているのですが、通常の患者さんを診る合間をぬいながら行っております。発熱外来の方が2人、3人来ると、一般の方に診療を待っていただいたり、そういう状況もたびたびあるようです。そこで事業拡大というのは、診療所とすると、先生は1人しかいませんので非常に難しいのではないのかなと思っております。

10 田中 難しいことはわかりましたが、3回目のワクチン接種の前倒しをやっているんですね。これもはじめは難しいと言われておりました。だけど、皆さんの御努力で3回目がかかなり進んだという状況になったんですね。町長は施政方針演説で新型コロナ対策と社会活動の両立を図りながら今後の行政運営をしていくと言われましたが、両立を図るには何が必要か、町長が答えていただいてもいいのですが、私が答えますと、これはPCR検査をやらなければいけないです。第6波がこれだけ感染が拡大してしまっていて、要するに、第6波対策は失敗しているんですよ。失敗をしないためには対策を早くするという事で、次の第7波が来る前に検査態勢を拡充していくということに、設楽町としても担当課としても心を砕いていかなければいけないと私は思います。

次の質問です。少し前ですが、北設郡内でも高齢者施設のクラスターが発生したと見られます。

①設楽町にも、高齢化施設がいくつかありますが、それらの施設でクラスター対策がどのようにとられているか把握してみえると思っておりますが、どうでしょうか。

発生防止のために、当該施設職員に対し、週一回の定期的なPCR検査や抗原検査などが確実に実施されるよう努力する考えはありませんか。

②保育園、学校にも唾液によるPCR等検査キットを配布して、一斉、かつ定期的検査を実施する考えはありませんか。お尋ねします。

町民課長 県の事業として高齢者施設等の職員への集中的検査、スクリーニング検査が現在行われています。期間は2月から今月末までの間で、1人当たり2週間に

1 度、PCR 検査か抗原検査が無料で行われています。現在、町内全ての高齢者施設ではありませんが、検査結果の報告、大丈夫だったという報告は受けています。

町内におけるオミクロン株による感染者が増え続けていることを踏まえ、町内の全ての高齢者施設でのスクリーニング検査の実施について、今後聞き取り調査を行いたいと思っております。

②の件です。お子さんをお持ちの御家庭に限らず、コロナ前の生活様式を変え、感染しないように外出を控えるなど、かなりのストレスを抱え神経質になっていることが予想されます。また、保育園や学校における検温や指先消毒の徹底、三蜜を避けるため各種行事の縮小や中止などの努力により、園と学校における感染拡大は、防げていると考えています。そのため、現在における一斉検査や定期検査を行う考えは今のところございません。

以上です。

10 田中 高齢者施設のスクリーニングでありますけれども、厚労省の通知は週に 1 回になっていませんか。

町民課長 町内のいくつかの大きな高齢者施設の聞き取りをする中で、2 週間に 1 度ということと言われておりました。3 つの大きな施設に聞き取ったのですが、3 施設とも 2 週間に 1 度と言われております。

10 田中 要するに、国も県も遅れているというか、対策が十分にとられていないということがわかりました。県も高齢者施設に対してこう言っているのです。「高齢者は、加齢に伴い免疫機能が低下するため感染しやすく、また、感染すると重症化しやすいと言われておりますので、高齢者施設の皆様に今一度感染予防の徹底をお願いします」と言って、クラスター発生及び感染拡大を抑制するための支援策の 1 つとして、抗原簡易キットの配付を予定していて、高齢者施設には既に連絡済みだと。ちょっと日にちは忘れましたがそうやって言われているのです。ですから、高齢者施設には検査キットが行き渡っていると理解してよろしいのですか。

町民課長 施設側からキットの配布があったという報告は今現在わたくしは受けておりません。社協が指定管理しているやすらぎの里からも連絡は受けておりません。

10 田中 要するに、本当に感染対策が中途半端になっているんですね。実態がそんなふうですから、これは国や県に要求していただかなければいけないのですけれども、検査を重視して、これが実現できるようにがんばっていただきたいと思えます。

次、第 3 問です。

町内においても、自宅療養者、濃厚接触者の方々が大量に出てしまいました。そこで、感染した方の自宅療養や、濃厚接触者への支援について伺います。

(ア) 感染の爆発的な拡大で、保健所業務がパンク寸前になっている状況が各地で生まれています。保健所から自宅待機となっている陽性者への連絡遅延はありませんか。今後、もっと感染が広がった場合、保健所の業務がパンクしますから一時的にその業務を町が分担することもあると思うのですが、それはどうでしょうか。

(イ) 食事支援のためや、その他の配達、パルスオキシメーターの貸出し、消毒

液等の感染対策用品の提供など、これまでの待機者支援の実績はどうでしたか、説明してください。これらの支援を受けるには本人申出が必要でしょうか。また、待機者の相談窓口は役場内にあるのか、これからの体制強化はどのように考えていますか、お尋ねします。

(ウ)支援がない濃厚接触者や同居家族などに対する独自の食糧支援・買い物や薬の受け取り代行などの実施は、町として今後検討していきますか。お尋ねします。

町民課長 まず、3の(ア)についてお答えします。

保健所からの報告では、基本的に陽性者の特定ができないように年代、性別、症状のみの報告で、個人が特定できないようになっていました。そのため、保健所からの陽性者への連絡の遅延があたりかどうかについては、こちらではまったくわかりません。

続いて、感染拡大があった場合、保健所業務を町が分担することはあり得るか、との御質問ですが、愛知県に対し自宅療養者への支援について、食事の提供、日用品の支給、体温その他の健康状態の確認などについて、愛知県から自宅療養者の住所、氏名、連絡先等の個人情報の提供がされた場合に、町として協力しますとの方針を報告してあります。もちろん、この件は新城保健所も承知しています。感染拡大により保健所業務がひっ迫し、町民への対応に遅れが生じるようであれば、保健所業務の一部を町が負担することは十分あり得ますし、できる範囲で対応したいと考えています。

続いて(イ)です。陽性者への支援実績はどうかとの質問ですが、本人から町に対して申出があった場合に限りですが、できる限りの支援をしたいと考えています。実績としては、パルスオキシメーターの貸出しを4件行っており、担当者が自宅の玄関先まで届けています。

続いて、待機者の相談窓口は役場内にあるのかとの質問ですが、相談窓口としては設置していません。保健所との対応に違いがあってはいけませんので、役場に相談があった場合は、保健所に取り次ぐこととなります。

続いて、これからの体制強化ですが、現在、町民で陽性者が確認された場合、土日にかかわらず、保健所から私の携帯に報告が入ることになっています。自分が受けられない場合は、総務課長の携帯に連絡が入ります。保健所からの報告を受けた場合、直ちに町長、副町長、教育長、総務課長に連絡をしています。今のところ、幸い学校、保育園、高齢者施設などでの集団感染はありませんが、仮に発生した場合は町のコロナ対策本部を速やかに開催し、保健所との連携のもと対応を協議することとなります。

最後です。(ウ)県からの支援がない方への各種支援についてですが、御連絡をいただければ、できる限り対応させていただきます。

以上です。

10 田中 町民課をはじめ、保健福祉センターにも頑張っていることは承知しています。人員も十分な配置がないものですからかなり苦勞されているかと思うのですが、よその市などに聞きますと、保健所に保健師さんを派遣してくれということで、2人、3人抜かれるわけです。そのなかでも対応をしていかなければいけないという大変な状態ですが、そのなかでも努力をしていくというふうになっています。今お答えいただいた、支援がない濃厚接触者、あるいは同居家族

には連絡をすれば食糧支援だとか買物をやっていただけるということを、町民の皆さんにもお知らせしていただきたいと思います。

それから、相談窓口、これは置けないのでしょうかね。保健所との連携をとって、こういう人から連絡が来ましたがどうしますか、というようなことで。同僚議員の中でもそういう経験をされた方がみえるようですが、多分不安なんですよ、家族とも十分連絡が取れなかったりするんですね。それで、高熱が出たりして過ごしているという方が助けてもらいたいじゃないですか。藁にもすがりたい気持ちになるかもしれない。そのときに町に相談窓口があったな、ここに電話してみようと。自殺をする人に対してこころの電話がありますよね、そういう感じでイメージをしているのですが。そういうものをうちが持ってもいいんじゃないかなと思いますが、その点はどうかということでもあります。それを答えていただきたいのですが、そのあとに町長も用意されていたら答弁いただきたいのですが。私は多くの人を在宅療養にして……

[東日本大震災についてのアナウンス、一同黙祷]

10 田中 続けます。

多くの方が在宅療養ということで実質的に本人任せ、家族任せにされているのが問題だと私は思うんです。自宅で亡くなる人が結構増え続けているので、ぜひ支援体制の強化をやっていただきたいと思います。

町長、ごめんなさい。第4問の後にお伺いします。

第4問、オミクロン株は小児に感染が増えているのが特徴のようです。これに伴い休園する保育園が増えています。保育園などで自主休園があった場合の対応について伺います。

3歳から5歳までの全ての子供たちの利用料は無償化されていますが、住民税非課税世帯以外の0歳から2歳までの子供たちについては、従来通り有料です。また、通園費用、主食費、行事費なども保護者の負担です。自主休園があった場合、保護者は仕事に出られなくなり、収入が減って生活に困ります。この場合の利用料の減免や返還を行う考えはありませんか。また、仕事に出られなくなった場合大変ですから、「代替保育」のための他の園や施設を用意する考えはありますか。課長、お答えください。

町民課長 休園した場合の利用料の減免や返還についてです。一昨年の3月から4月にかけて登園自粛を呼びかけさせていただきました。御対応いただいた御家庭に対して、自粛いただいた日数に応じて保育料又は主食費の返還をさせていただいております。今後、休園した保育園が出た場合、返還等の対応をさせていただきたいと思います。

代替保育ですが、他の園での受入れは、受入れ側の保護者の理解が得られるかどうかわかりません。仮に受けるとするなら、子どもセンター、役場の横に子供センターがありますので、そちらのほうで保育はできませんが、見守りという形で受け入れることを今のところ考えていますが、調理場がありませんのでお弁当をどうするかとか、未満児さんがいた場合そういう小さい子をどうやって見るのかとか、お昼寝はどうするのかとか、いろんな問題が出てくると思います。その時々で随時受入れが少しでもスムーズにできるように検討しながら対応をしたいと考えております。

以上です。

10 田中 町長、用意されておりましたら。なかったらいいのですが、用意されていたらお願いします。

町長 用意はしておりませんが、今課長が申し上げたとおりであります。しっかりと寄り添って、町でできる対応はとってまいりたいと思いますのでよろしくお願い致します。

10 田中 大変心強い御答弁をいただきました。

次、質問の2番目、「新城設楽風力発電計画（仮称）について」質問します。

第1問。中部電力とOSC F株式会社——これは東京の会社ですが、は、新城・設楽の広範な区域に大規模な風力発電事業を計画し、その環境アセスメントに着手。第一段階である「計画段階環境配慮書」を公表しました。

計画の事業名を「（仮称）新城・設楽風力発電事業」といい、その事業規模はかつて名倉に計画された風力発電事業——これは住民の反対で中止されましたが、それとは比べものにならないほど大規模なものです。名倉の発電計画は1基2,300キロワットが3基、発電機の最大高さ119メートルでしたが、今回の事業は、1基当たり出力4,300キロワット、発電基数最大20基、総発電所出力86,000キロワット、発電機ハブ高85～135メートル、最大高さ145～200メートルと、陸上では例を見ないものになっています。それだけに、当町としても慎重な対応が求められます。

そこで以下、質問します。

1、事業区域は3区画に分かれ、設楽町豊邦付近の市町境界あたり、竜頭山付近で三都橋、田峯にも近い所、作手地区の豊田市との市境あたりなどです。町はこの風力発電事業についてどのような認識でいますか。

配慮書では、事業区域から2キロメートル以内に291戸の家があり、最寄りの住宅は0.5キロメートルであると報告されています。住宅との距離、騒音、低周波音、電波障害、自然環境、景観、光害、文化財などの点で、環境配慮書は妥当なものになっていると考えますか。

特に、住宅との距離、低周波音についてどのような予見を町はもっていますか。発電機高さの2倍の距離を離れていれば大丈夫とか、低周波の被害は2キロメートルまでとか言われていますが、実際にはそれ以上でも健康被害が起きているようです。

以上、お答えください。

企画ダム対策課長 この点について御説明させていただきます。

昨今の地球温暖化防止、脱炭素社会への転換をとりまく情勢、とりわけ再生可能エネルギーを利用した電力供給の推進については、官民を挙げて早急に取り組むべき喫緊の課題となってきています。

そうした中、本町におきましても設楽町省エネルギー及び再生可能エネルギー基本条例の基本理念を踏まえ、太陽光、水力、風力、木質バイオマスなど、再生可能エネルギーの利活用には、積極的に取り組んでいくべきものと考えております。

しかしながら、その基本理念には、一方で地域内での公平性及び関係者への影響に配慮し、地域ごとの自然条件に合わせた持続性のある活用に努めるものとされており、地域に対する事業実施のメリット・デメリット、近隣住民の健康や自然環境への影響には、十分な配慮がなされるべきものと考えております。

まず、事業に対する認識と計画段階環境配慮書についてであります。

今回事業者が提示した風力発電事業計画は、具体的な施設規模や配置について未検討の段階で、想定される最も大きい事業規模、施設規模、事業範囲が示されたものと考えていますが、示された事業規模はおっしゃるとおり、国内最大級で、個々の施設規模は国内では類を見ない巨大なものであります。

したがいまして、町としましても近隣住民や自然環境、そして地域への影響の有無を十分に勘案し、慎重に対応していくべきものであると認識しています。

計画段階環境配慮書は、事業の位置・規模等の計画段階で環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について事業者が取りまとめたものであります。配慮書は、個々の施設の規模や配置が具体的に定まっていな段階での机上の検討結果を取りまとめたものであり、配慮すべき事項の抽出に重点を置いたものでありますので、配慮書の個々の項目に対する評価が妥当なものであるかは、今後、事業者によって環境調査や計画策定が進められていく中で、明らかになってくるものと考えています。

次に、住宅との距離、低周波音につきましても、同様に現時点では明確に予見できないものと考えておりますが、引き続き、事業者には特に慎重に検討するよう求めてまいります。

さて、この配慮書に対する意見は、2月7日付けで知事に提出しております。

10 田中 第2問です、それは。

計画段階環境配慮書というのは、今課長が申し上げたとおりです。今後環境アセスメントの手続が行われますが、配慮書から始まって、方法書、準備書、評価書、報告書の順に進められますが、この環境配慮書に対して町長はどのような意見を知事に提出していますか、お尋ねします。

企画ダム対策課長 先ほどは、失礼いたしました。

この配慮書に対する意見は、2月7日付けで知事に提出しております。

意見といたしましては、6点提出しております。

1つ目は、近隣住民への影響、自然環境への影響、眺望景観への影響などについて、詳細な調査、予測を実施し、その結果を十分勘案した上で事業実施について検討すべきこと。

2つ目は、住民の健康への影響については、特に慎重に検討すべきこと。

3、絶滅の恐れのある野生生物について、詳細な調査、予測を実施し、影響の回避、低減について十分検討すべきこと。

4つ目、工事による濁水や土砂流出による下流河川への影響についても検討すべきこと。

5つ目、町のエネルギー基本条例を尊重すべきこと。

6、事業及びその影響について住民に十分説明し、理解を得た上で事業の実施について検討すべきこと。

以上の6点を、意見書に記載しました。

この意見は、事業実施に先立つ環境調査や影響評価の方法について、今後事業者が取りまとめる環境影響評価方法書に反映されるとともに、事業者は、この意見を念頭において施設の規模や配置等を検討し、事業の実施についての判断をしていただけるものと期待しております。

以上です。

10 田中 現段階では、そういう意見書を出していただければ十分でないかと思います。

第3問。事業者と住民との話し合いはどのようになっているかお尋ねします。町としてそれを把握しているか。建設規模・スケジュール、安全対策、建設後の管理体制に関する説明会や関係行政区との同意はどのようになっているか質問します。

管理の問題では、発電機が耐用年数を超えたのちの撤去費用とその負担主体は明らかでしょうか。簡潔にお答えください。

企画ダム対策課長 今現在、町としましては、事業者である中部電力株式会社に、住民あるいは地区との接触状況について適宜報告を求めて、その状況を概ね把握しております。

現在のところ事業者が接触している行政区は、豊邦、三都橋、田峯の3地区であります。豊邦地区では、区長との相談の結果、12月に回覧を回して、今月27日に住民説明会を実施することになっております。他の2地区につきましては、区長に対する説明を実施しており、豊邦地区での説明会開催後、区長の判断により開催の可否を決定するとの報告を受けております。今後とも、関係地区の住民に対し、適切な時期に誠意ある説明を行うよう、事業者に求めてまいります。

また、耐用年数経過後の発電機の撤去等につきましては、現在のところ事業者の見解を尋ねてはおりませんが、今後適切な時期に責任ある説明を住民に対して行うよう、事業者に求めてまいります。

以上です。

10 田中 では、第4問ですが。「設楽町省エネルギー及び再生可能エネルギー基本条例」、この条例は、第1条その目的で「再生可能エネルギーは地域固有の資源であり、地域が優先的に活用できる権利を有するという認識のもと、エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給にかかる環境への負荷の低減を図り、地域経済の活性化につながる取組を推進し、もって地域が主体となった地域社会の持続的な発展に寄与する」としております。これは、副町長が成案をしたものであります。この「設楽町省エネルギー基本条例」に基づく「地域経済の活性化につながる取り組み」「地域社会の持続的な発展」のために、行政として、事業者にどのような協力を求めますか。

企画ダム対策課長 4番目です。「設楽町省エネルギー及び再生可能エネルギー基本条例」第1条にありますように、再生可能エネルギーの利活用を通じ、地域経済の活性化につながる取組を推進することは、地域が主体となった地域社会の持続的な発展を目指す上で、極めて重要な視点であると考えます。

また、第3条には、再生可能エネルギーの活用にあたっては、地域内での公平性に配慮すべきことが謳われています。同条例の逐条解説では、地域内での公平性については、再生可能エネルギーが地域全体の資源である以上、再生可能エネルギー事業を展開しようとする企業がその恩恵をすべて享受するのではなく、地域全体に恩恵が行き渡るよう、公平性をもって利用していくことが必要であると解説されています。事業が実施される場合の話にはなりますが、大規模な発電事業の場合、起こした電気は高圧送電線に乗って遠くまで流れて行ってしまいうため、電気そのものを直接地域で利用することは、難しいものと思われれます。それでは電気を地域内に供給する代わりに何ができるのか、例えば収益の一部を地元に戻元する仕組みを作るなど、地域あるいは町に対してどのような協力ができるのか、

事業計画検討の初期段階から、事業者としっかり話し合ってまいります。

以上です。

10 田中 事業の当初段階からそういうことを考えて、要求をしていくことが大事だという答弁はそのとおりだと思うのですが、具体的にどんなことを考えていますでしょうか。

企画ダム対策課長 具体的にはまだ話せるレベルではありませんけれども、例えば地域の方と行事等、清掃などに参加していただくとか、その他、すみません、今は思いつきませんが、そういった地域との関わりを持っていくことで地域づくりに参加することを目指していただきたいと思います。

10 田中 企画課長、どういうものを要求していくか、今から考えていってください。あまり前のめりになると、この事業計画がおかしいとお断りするときに困りますから、そこら辺はよく考え抜いてやっていく必要があるのですが。

町長、何か感想がありましたらお願いします。

町長 まだ計画の段階でありますので、現在のところ、先ほどの環境配慮書の中で申し述べたところに主眼を置いてやっております。

御挨拶に1度お見えになりましたので、とにかく地域の住民の皆さんの御理解を得た上で進めていただくことが大前提とお話はさせていただきましたので、そこを一番大事にして進めていきたいと思っております。まだまだ計画の段階で、どこにできるのかをこれから調査をされるということですので、しっかりと見守る中で町として適切な対応をとってまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

10 田中 以上で終わります。

議長 これで田中邦利君の質問を終わります。

議長 次に8番高森陽一郎君の質問を許します。

8 高森 質問の前に、良き同僚であり、良き兄貴であった故伊藤武議員の御冥福をここでお祈り申し上げます。

それでは、始めます。わたくしの質問は2点でございます。

質問事項1、冬期の除雪、雪害対策等特に、国道257と沖駒地区に関する現状把握について。

2、広域農道全線開通後の沖駒地区再開発について、でございます。

質問自体が要望書からなっておりますので、お聞き苦しい点があると思っておりますが、辛抱してお聞きください。

質問1、要旨。2月の全協の後で県の建設事務所を訪問して事故の概要を確認してきました。これは、私たちがJ I A Mに行っているときに、設楽町のほうで大橋から上のほうが通行止めというニュースがスマホに入ったので、それを確認するために行ってまいりました。

最初の事故はトラック同士の追突事故で道路の設置物に破損はなく、県の事故対応は無し。2度目の事故は大型トラックのガードレール、電柱衝突破損が発生、出動となった。特設設楽町に事故対応の要請は無かったとのことでした。

それでは本題に入ります。私の質問は、「冬期の除雪、雪害対策特に国道257と沖駒地区に関する現状把握」です。

2月5日、6日にかけて氷点下36度Cの寒気の南下で、設楽町の山間部も15センチ近い積雪に見舞われて、終日除雪作業に追われました。7日朝、沖駒の住民から現地の雪の処理と除雪対応についての実情を知ってほしいので来てもらえんかと電話が入り、急いさほうが良いと名倉の議員と2人で行く事に決まり、稲武の水分れの中電道を軽トラ1台に乗り換え登りました。除雪した様子もなく10センチを超える悪雪にハンドルを取られながら黒田湖の下にたどり着き、そこから更に千年の森までやっとのことでたどり着き、沖の平の集荷場まで来たら、そこから先はほうきで掃いた様に雪の無いピカピカにきれいな町道となっていました。連絡いただいた方の事業所までは楽々運転で到着できました。

以下要点をまとめました。

①降雪量が多い日は、町内の除雪で手一杯で山の上まで手が回らないとの事。つまり、自分達でなんとかやり繰りして欲しいとのことで、沖駒の作業チームも今の体制では守備範囲が広すぎてカバーできないとのことでした。

②この地区は手早く対応するため業務委託を受けて、3軒で大型のペイローダー——これはホイールローダーのことです、軽ジープによる除雪、小型のトラクターによる除雪を実行しているが、トラクターは自分の事業所内の細い通路の除雪に適しているが時間が掛かりすぎて町道の除雪までは対処出来ないとのこと。除雪板付きのジープも戦力にならないとのことでした。

③除雪は夜中の3時あたりから、車が雪を踏みしめてわだちができて凍らない前に行く必要がある。そのため車両は大型の方が作業しやすい。

④沖ノ平を担当していた人が天白区のほうへ下りて除雪が望めないため重機不足となっている。

⑤中電の黒田湖道は、中電の話では大型の車両を運んできて除雪すると500万円の費用がかかるとのこと。そんな馬鹿など、稲武の業者がいろいろ手配して積み上げた費用が大体同様の金額だったとのことでした。

⑥冬期2か月のペイローダーの貸与、沖駒地区配備等の手当が出来ないものか。除雪費用が1時間あたり3,500円とされているようだが、個人所有の重機の持ち出し料も加算できないものか。

大体以上のような話の内容でした。

各項目について具体的な回答をいただいた上で当事者にお伝えしたいと思えますので丁寧な対処をよろしくお願いします。

⑦この国道257の冬期の安全な通行のために、融雪剤の散布は時間的に何時頃実施しているのか。降雪量と関係があるのかどうか。町道以外は一切関知しない方針なのかどうか。国道ではないが国道257に直結する広域農道が5月に全線開通が予定されているとすれば、津具から駒ヶ原の豊田市境までの除雪費用の計上が9月補正で計上されるべきと考えるがいかか。その中に町道沖駒線の除雪費用もザングリと盛り込んでおいてはいかかか。

2「広域農道全線開通後の沖駒地区再開発について」です。

駒ヶ原地区は別荘地、あるいはセカンドハウスが手軽に建てられる地形となっているので、無秩序な開発切り売りを防ぐため、地元で開発できる地区の選定をしてもらうような、町道の延伸が可能な地区指定を今から打診しておいてはいかかか。駒ヶ原は住宅地、例えば、沖ノ平の牧場及び牧場跡地の広大な草地は、太陽光発電、風力発電の集積地といった住み分け等の仕分けをしておいて、開発ト

ラブルを未然に防ぎ、水源地域のクリーンな環境の改変に取り組むべきと考えるが、いかがでしょうか。

以上、1回目の質問を終わります。

建設課長 それでは、建設課から、「冬期の雪害対策等及び国道 257 と沖駒地区に関する現状把握について」お答えします。

議員が要点としてまとめていただいた①から⑥に関しましては、現在の沖駒地区の皆さんで除雪作業をしようとした場合に、除雪をする範囲が広すぎて、かつ地区の皆さんが所有する機械が小型であるため、除雪をするにも時間がかかり効率的に作業ができない。そこで冬期の2か月間に大型のホイールローダーを沖駒地区に貸与・配備等ができないか、さらに現在、駒ヶ原地区と契約をしている除雪費用補填に、個人所有の重機の持ち出し料も加算できないかとの質問だと思います。

現在、町では沖駒地区については、除雪作業と融雪剤散布を実施していますが、国県道優先で除雪及び融雪剤散布作業を行うため、町道はその後となってしまいます。

町では雪が降りそうな場合に、あらかじめ業者に連絡をして除雪・融雪剤散布を依頼していますが、特に今季のように異常な降雪の状況が続くと、除雪に関してはモーターグレーダーを所有する業者は1社しかございませんので、隅々まで行き届かなくなってしまうケースも発生してしまいます。また融雪剤散布についても、その他の町内の業者は散布することができますが、やはり今季のような事態となれば、作業員や機械に限りがありますので迅速な対応が難しくなってしまいます。

駒ヶ原地区に除雪用の重機をリース契約して冬期の間、常設をする件につきましては、今季のように異常な降雪が続く年は有効な手立てとなりますが、例年のような通常の雪の降り方の年には、使用回数も限られて費用ばかりかかってしまうことも想定されます。

雪の降り方は異なりますが、ボランティアにより除雪をしている地区もございますので、町全体のバランスを考慮しながら、沖駒地区のような豪雪地帯の除雪対策を、今後、検討していきたいと考えています。

また、現在沖駒地区と契約を結んでいる除雪のための契約の中に個人所有の重機の持出料も加算できないかという質問ですが、契約は重機借上料を支払う内容となっていますので、すでに重機の持出料は考慮されています。

いずれにいたしましても、町としましては時間がかかる場合もございますが、除雪及び融雪剤散布作業を可能な限り行います。しかし降雪の頻度が多くなれば直ちに対応できないケースも発生しますので、少しでも地元の皆さん自身が除雪をしていただければ町としても助かります。

⑦の国道 257 の冬期の融雪剤散布の時間等につきましては、愛知県が実施している事業ですので詳細な点までは申し上げられませんが、雪が降った際には、早朝の暗い時間から作業を開始しているようです。各業者は年間契約に基づき実施しているため、積雪があれば自主的に除雪・融雪剤散布を実施していると聞いております。愛知県の国県道の除雪作業のあとに、引き続き町道の作業に入るケースが多く見受けられます。

町道以外の除雪に関しましては、5月に広域農道が全線開通しますが、広域農

道の除雪費用として令和4年度は前年度よりも250万円増額の450万円の重機借上料を計上しました。ただし、これは農地費としての計上ですので町道とは別経費となりますが、降雪の状況をみながら、場合によって補正で対応することも想定されますので、よろしく願いいたします。

建設課からは以上です。

企画ダム対策課長 企画ダム対策課からは、「広域農道全線開通後の沖駒地区の再開発について」御説明いたします。

広域農道は、令和4年5月29日に開通予定で、湯谷の公会堂付近から小田木の間は、名倉から稲武経由と比べ約5分程度早くなると聞いておりまして、利便性が向上されるところであります。

駒ヶ原は、八草からは約1時間で来ることができ、名古屋方面から比較的来やすい場所にありますので、まずは、駒ヶ原へ来てもらい、そこから開通しました広域農道を利用して足を延ばしていただいて、名倉方面、設楽町、奥三河へ来てもらうようにできればと考えます。

現在、沖駒地区には、「ばんじゃーる駒ヶ原」があり、昨年、「遊べる花屋」がオープンし、今年「星庭 駒ヶ原ガーデンビレッジ」もできると聞いています。昨年から、地域の事業として黒田湖を周回するマラソンイベントが実施され、また、確定ではありませんがWRCのラリーコースにもなっており、今後、賑わいといいますか、多くの方が訪れるスポットになるのかと思っています。

議員からの御質問ですけれども、「町道が延伸できる地区指定を今から打診しては」ですけれども、地区開発のためには道路整備ではないかと思っておりますので、町道の設置要望があれば、検討してまいりたいと思っております。

開発に際し、色々なトラブルなどがあるかもしれません。未然に防ぐため事前に相談していただければ、対応してまいりたいと思っております。

議員の言われているとおり、計画的な整備を行っていくことは、重要だと思っておりますので。沖駒地区は、今後の発展が楽しみだなどと思わせるものがありますので、町としても地区の方と話し合いの中で、地域ができること、町ができることを把握して、協力していきたいと思っております。

以上です。

8 高森 ありがとうございます。私、実はいくらか分からなくて、先回の決算委員会か何かのときにお聞きしたら、沖駒地区にはまとまったお金を下ろして、その引受け団体があって、それが除雪をしているから問題ないというお話だったのですが、実際問題、現地へ行ってみるとかなり大変な除雪量で。距離は2キロメートルくらいですけど、すぐにやらないと間に合わないような緊急性を要するものが多く、踏んづけるとすぐに凍ってバリバリになって一般の車だとチェーンを付けないと通れないような、そのような状況になる危ない所だったので。これはきちんと1年間、雪が降る、降らないにかかわらず、まとまったお金を対応してもらわないといけないと思って。今、お話を聞くと250万円から450万円になったそうですが、これはいつもだいたい250万円程度の予算を計上なさっているのでしょうか。

建設課長 その予算につきましては、農地費のほうですので、農道だとかそういった関係で重機借上をする場合の費用としてなのですけれども、来年度は広域農道が新たに開通するというところで200万円余分に、450万円予算を計上しました。

8 高森 まだこれから、地元の人といろいろな話を詰めていって、将来的に今年の秋くらいにはだいたいどれくらいの除雪費用が必要かということは出ると思うのですが、なるべくお互い楽できて、1回任せたら任せきりにできるような、そういう体制ができるといいと思うのです。そういう話合いはこれからできそうでしょうか、いかがですか。

建設課長 去年は通常の降り方でしたので、去年は沖駒地区の皆さんは除雪等については地元のほうで対応できたと伺いました。ただし、今期は異常な雪の降りで、なかなか地元のほうでも対応ができなかったと、そういうお話を聞きまして、町のほうとしても、昨年度よりも数段重機借上料はそちらのほうに充てておりますので、今年の冬は。もちろん雪がたくさん降ったということなのですけど。そういった、今期のようにたくさん降る年もありますので、またそういったところも今後地元の方々と調整をとりながら良い方法を見つけ出していきたいと考えております。

8 高森 今、企画のほうからいただいたのですが、沖駒地区、特に沖ノ平は牧畜関係の、「内山」という養豚業者と、チキンファームが下にあって、上のほうは花井牧場があって牛を飼っているのですが。この3件しかないのですが、この広い道が開通したら、大きな業者が入り込んでいろいろ計画が出そうな気がする。その辺の地域指定のことに関係してはいかがですか。課長、あの辺は多分住宅地とかではないと思うので、どんなふうな扱いをなさるのか、その可能性はいかがですか。

企画ダム対策課 土地の再開発ということなのですけれども、都市開発、都市部であればそういった都市開発で検討ができるかと思うのですけれども、今設楽町にはそういう網がかかっておりませんので特段規制することはできないというところがあります。ただ、土地の規制で、1万平方メートルを超えると県のほうに届出と。そういったことで対応しているところでもあります。ですので、こういった事業者がもしも出てきた場合においては役場のほうにも連絡していただければ事前に御相談に乗りたいと思っております。

以上です。

8 高森 なるべく、国道257沿いにパネルが並ぶような、そういう寂しい光景は防ぎたいと思います。できれば、山間地の遊休地のほうにそういうものを誘導するような、そういう施策をしていただければありがたいと思います。例えば、先回名倉に来た風力発電もそうですが、あれはたまたま小学校がすぐ下にあったから、学校、病院に関しては非常にデリケートな問題ということで業者が敗退してくださったのですが、今度もしも広域農道ができる場合は、おそらく広い道路にまっすぐのっけて来られるような、ブレードの長さが十分確保できる道ですので。一度入ってしまうとなかなか止めにくいので、なるべく入るにしても地域指定をしていただいて、この地域は住環境で別荘地、そして、この地域は自然エネルギー開発のと、そういうようにある程度住み分けをしていただけるような、そういう写真をそろそろ企画課のほうでも作っておかれたらいいと思うのですが。いかがですか、もう1回答えをお願いします。

町長 基本的には規制をかけることは現状ではできないという認識をしております。面積によって県に届出が要ったり、町に届出が要るということでもありますので、その時点でわかるわけでもありますけれども、基本的には地主の方の御意向というのが一番大事だと思いますので、わかったところで御相談をいただければ、私ど

ももできることはやっていこうということでもあります。

8 高森 実は、名倉のほうはいきなり地主と話が決まってきたので、ひっくり返すのがたいへんでしたけれども、地主さんがありがたいことに非常に教育に理解のある方だったので、子供たちが困ってはかわいそうだと、そういうこともあってうまい具合に止めていただけたのですが。やはり、企業はいいのですけれども、トラブルの無いように、いろんな評価が発出できるようにある程度設定をしていったほうが、今後何かにつけて説明しやすい、我々も安心感があるということで、そういうふうな納得を一つよろしくお願いします。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長 これで、高森陽一郎君の質問を終わります。

議長 次に3番七原剛君の質問を許します。

3 七原 3番七原です。議長のお許しをいただきましたので質問させていただきます。御時間も御時間ですので簡潔にまいりたいと思います。

わたくしからの質問は2点です。一括方式でお願いします。

現在、段戸国有林内において「きららの森整備事業」が進められております。令和4年度には用地取得が予定されており、今後、事業はいよいよ佳境に入っていくこととなります。詳しくは予算の概要96ページを御覧ください。それについて質問させていただきます。

(1)令和元年度において実施計画が完了しているが、その内容、及び事業費用の内訳はどのようなものか。

(2)ビジターセンターの建設が核になると思われるが、何を目的に建設するのか。また、目的達成のためにどのような施策を計画しているのか。

(3)観光施設の維持管理には相当の費用がかかると思われるが、採算性についてはどう考えているのか。

(4)本年1月、NHKニュースのウェブ特集におきまして、ベトナム戦争時に枯葉剤の原料として使用された猛毒の「2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸」——これは、ダイオキシンを含む猛毒なのですけれども、が全国の国有林に埋設されており、段戸国有林にも埋設されていると報道がありました。自然を堪能しただく施設の付近にそのようなものが埋まったままにされているのはいかがなものかと考えますが、国と何らかの協議は行っているのでしょうか。

次、2、清崎地区の公共用地の利活用について、ということ。

わたくし前回同じ質問をさせていただいたときに、けんもほろろに近いような前町長からの答弁があったのですが、新年度予算説明において、ダム湖周辺整備検討業務委託の中に清崎地区の通称西山周辺の有効利用の検討が含まれているとの説明があり、大変ありがたいと思いました。まだこれからの話だと思いますので、仮に利用が可能となった場合、どのような整備を行っていく予定なのか、現状で計画されているものがあればお示ししたいと思っております。

以上、1回目の質問を終わります。

産業課長 それでは1点目の、「きららの森整備事業について」説明させていただきます。

まず(1)の、事業費用の内訳は、というところなのですが。

令和元年度においては、事業の拠点となる段戸湖湖畔のビジターセンターの建築実施設計を行いました。令和2年度以降、すぐに建設に着手できていないのは、事業用地が国有林かつ保安林であることから、用地売り払い、保安林解除の手続きに必要な資料を作成することに時間を要しているためです。

事業内容について説明いたします。建物は木造で建築面積は314平方メートルです。休憩やワークショップに使える棟が約170平方メートルで収容人員40名を想定しています。こちらの収容人数は開発を極力抑えること、施設での事業の中心となるガイドによる案内の現状を踏まえて適切な人数を設定しました。こちらの建物にはガイドの待機室、ウッドデッキ、利用者が使えるキッチンなどを配備しています。また、屋根続きの別棟としてトイレ棟60平方メートルを設けています。また、屋外には好天時にイベントで使える広場も設けます。なお、駐車場は現在の段戸湖駐車場を活用することで、車輛の進入を制限をいたします。

ビジターセンターの名前が事業名にありますので、かつての面ノ木ビジターセンターのような常設展示がある施設を想像される方がいらっしゃるかと思いますが、本事業については屋外のフィールドが常設展示の場であるコンセプトから、施設自体は自由な発想で利用できるようなシンプルな機能としています。

事業費は、令和元年度の実設計段階では純工事費で約1億7千万円、うち4,500万円を電気、給排水といったインフラ工事に充てます。諸経費を加えると約2億円の工事費となりますが、設計内容は保安林解除を経た上で確定となりますので今後変更となることもあります。

続きまして、(2)の、目的達成のためにどのような施策を計画しているのか、についてです。

水源の町として、原生林を中心に当町が持つ県内有数の自然環境のすばらしさ、そして森林の持つ保水機能等、森を維持していくことの重要性を後世に伝えていく場となることを目的に整備いたします。

一方で、都市部に近い、県内最大級の原生林であり、段戸湖管理釣り場に来られる御客様も多いことから、観光レクリエーションのスポットとしても町外からの誘客を積極的に進めていきます。

こうした目的を達成するためには、奥三河ふるさとガイドやアウトドアに関する有識者の意見、知見を活かした「学び」と「アウトドアレジャー」の取り組み、さらに先ほどの原田直幸議員の御質問にもありました林業アカデミーの構想ともリンクさせるなど、町内外の人と地域が繋がるような、観光にとどまらない多角的な観点から施策を展開していきたいと考えています。

(3)の採算性について、です。

観光施設である以上、収益を想定して施設や駐車場の規模を設定し、設計をまとめるのが基本ですが、事業用地が国有林の中であり、周辺で林野庁の施設が行われていること、さらには必要以上の開発はきららの森が持つ魅力を損なうことから、事業が許される可能な範囲での整備内容となっています。来年度は用地取得等の予算を計上していますが、採算性を重視した施設になるよう、整備内容や事業計画をさらに精査し、管理運営の方法を固めていく考えです。

それでは、(4)の「2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸」の埋設についてです。

今まで、昭和59年に豊田議員、平成9年12月議会では高森議員、田中議員、平松議員から議会一般質問がありました。その都度、愛知営林署——現、愛知森

林管理事務所へ問合せを行ってきた経緯がございます。その回答といたしまして、林野庁長官通達に基づき昭和46年12月に埋設処理し、その後の管理についても前記通達に基づき、定期的に点検を行う等適切に管理しているところであり、これまでのところ異常は認められていません。平成7年度以降「埋設箇所への立入り及び土壌かく乱行為の禁止、定期点検の適切な実施」について、改めて林野庁から指導通達も出されているところであり、引き続き適切な管理に努めていきたいとのことでした。

さらに今回、聞き取りをしたところ、2,4,5-T系除草剤は、トリクロロフェノキシ酢酸を有効成分とする林地除草剤であり、昭和39年に農薬登録され、国有林野においては昭和43年から45年頃に、主として森林を伐採した跡地に植林するために邪魔になる枝などを枯らす、地ごしらえ目的で使用していました。その最中に、薬剤製造の過程で副産物としてダイオキシン類がごく微量生成する恐れがあることが分かり、昭和46年4月に使用を中止しました。国内で登録の上、市販されていた農薬であり、ベトナム戦争で使用された枯葉剤ではありません。

埋設地の点検ですが、埋設に当たっては当時の厚生省等関係機関と打合せの上、2,4,5-T系除草剤に含まれるダイオキシン類が土壌に吸着しやすいという性質を踏まえ、除草剤を土と混ぜ周囲に広がらないようにコンクリートで固めて、地表から1メートル以上の土中に埋設しています。

埋設箇所は、風水害による崩壊等の恐れがある場所等を避けて埋設しており、年2回の定期点検や豪雨時等の後に臨時点検を行うなど適切に保全・管理を行っています。点検は目視により行っていますが、これまで埋設箇所の異常は確認されていません。

埋設箇所についてですが、埋設箇所が広く知れ渡ると、不特定多数の者が立ち入るなどして埋設箇所の土壌かく乱等が生じ適切な保全管理が保てなく恐れがあることから、具体的な場所は公表しておりません。

以上です。

企画ダム対策課長 私の方から、清崎地区の公共用地の利活用について、御説明させていただきます。

このことにつきましては、先ほど議員が言われたように9月の議会の一般質問にてほかの課からお答えしておりますが、それ以降残念ながら状況は変わっておりません。

今御質問のありました、清嶺保育園裏の山林——県有林と森林管理事務所の貯木場跡地について、説明させていただきますが、清嶺保育園裏の山林については現在保安林となっており、以前から利用について検討していますが、保安林がネックとなり利用に制限がかかっております。散策路の整備、植物・木の植栽はできるかもしれませんが、決まっている施策はありません。仮に利用が可能となった場合、つまり保安林の解除ができれば検討の幅が広がり様々な施策の展開ができるものと思われまます。

また、森林管理事務所の貯木場跡地については、昨年、町が、防災拠点用地と購入しております。これについても、その他の活用については決まっております。利便性、活用がしやすい場所なので、各方面から、活用について意見、話は聞いておりますけど、今後慎重に検討してまいります。

現在企画ダム対策課にはそういった案は持ち合わせておりませんが、来年度、

ダム湖周辺整備検討業務委託の中で、道の駅したら周辺の河川の利用や西山団地、貯木場跡地の利用について、一体的な整備の下、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

町長 それでは、私のほうから少し補足で説明させていただきます。

まず、最初にきららの森の整備計画であります。

これは、水特法に位置付けられた事業でありまして、最初から計画が入っております。計画に沿って土地の購入を来年度するという方向性のもとに今まで協議をしてきたということがありますので、来年度土地の購入はしていくつもりをしております。ただ、図面もできてしまっているわけでありましてけれども、議員御指摘のとおり採算性というところはきちんと見ていかなければいけないということをおもっておりますので、一度ゼロベースとは言いませんが、絵自体ができていますので、このままで大丈夫なのかということを含めて今一度、最初に返って検討をしたいと思っております。その上で、建設をするのかということは判断をしていきたいと思っております。ただ、現時点で計画としては持っておりますので、この計画の上でいいのかという判断をしていきたいと思っております。

次に、清崎の公共用地の活用であります。

いろいろな所で私その話をするものですから、皆さんがどんなイメージがあるのかということ。私の頭の中には、西山の企業団地の山を使って、アウトドアというイメージは持っております。持っておりますが、来年度、今課長が説明をしましたがけれども、周辺整備計画の中で計画を立てていきたいと思っております。それをやるにあたっては、この間商工会の若手の皆さんにもお話をさせていただきましたし、これから地域の皆さんがどんなものを想定されて、どんな使い方をすることを考えてみえるのかということをお聞きしたいと思っておりますので、そういった、協議をする場をきちんと設けて、皆さんで話し合った上でどういう形のものかという判断をして計画を進めたいと思っております。

以上であります。

3 七原 再質問で考えていたことの答えが出てしまったので、若干困っているのですけど。

まず1つ、きららの森の「2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸」の話ですけれども、これは枯葉剤ではないよと言われたというのですけれども、記事にも出ていましたけれども、これを原料に米軍は枯葉剤を作ったのです。ただ、国が恥ずかしい答えをしているだけということです。そこらへんがありますので、これは全然違うよ、ということではなくて劇薬が埋められているということはきちんと認識しておくべきだと思います。

それで、ビジターセンターの実施設計が終わっていて、木造314平方メートル、おおむね100坪くらいのものでできるわけですが、木造ということは木材費が去年からすごく上がっています。おそらく設計が上がった時の値段から比べると、私も今1件新築物件をやってびっくりしましたが、去年の春先に設計をして、秋にかかりはじめて再度見積りを取り直したのですが、おおむね木材価格が2.5倍です。実際は山主さんとか木協さんあたりで出る値段はそんなに、高止まりはしていますが下がっている傾向にあると思います。ですが、物事をやろうと思うと、そこから加工会社に行って建築屋さんなり大工さんに入ってくるわけですね。そ

ここではまだ高止まりしています。そのあたり、予算をこれから見直すと言っていますが、大きく上がっていく可能性があります。また、ウクライナが戦争を始めたので、合板類は品薄になるのではないかと。東北のほうで作っていますけど、日本の合板類の原料になるカラマツは主にロシア産のカラマツを安く輸入して、それを加工して合板を作っていますので。私も問屋に問い合わせたら、「4月になると品薄になっちゃうのでたくさん取り寄せていますから、今年いっぱいは大丈夫です」という回答がありましたが、もうそういう危機感がある状況になっています。値段もどんどん上がっていくはずですよ。そこら辺、もう工事費が大幅に上がってしまうのではないかとということが懸念されますので、そのあたりきちんと考えているのかということが1つ。

それと、町長が今答弁の中で採算ということを考えていると。環境省のビジターセンターに関する資料でも、今後ビジターセンターで何が懸念されるのかというと、やはり管理費が上がって行って、どうしていいかわからない所が増えているというのがあるんですね。これは、環境省のビジターセンターのホームページですが、この中に課題ということで、維持管理の専門家による費用負担増、あるいは管理運営費の不足というのが問題になっているとなっています。

ビジターセンター、観光施設を作るというのはやはりそれなりに維持、管理に費用がかかるのですけれども、町長はそれも踏まえてどうするかということも考えとおっしゃられましたが、それでもなおかつ、生活インフラでもないものに毎年税金が出ていくということを考えても作らなければならない理由があるのか。理由というか、崇高な目的があるのか。あれば、それを教えていただきたいと思います。

以上です。

町長 ビジターセンターでありますけれども、計画が出来上がってしまっております。出来上がってしまっておりますが、ダムの長い歴史の中で、先人の皆さんの思いという部分もありますので、その辺もしっかりと考えなくてはいけないと思っておりますが、何分、採算性ということは大変重く考えております。きちんと採算が取れるような。行政がやることですので、一般の商売と違って、観光客なり訪れてくれる人がたくさんいるところにお金を使うという考え方は持ち合わせておりますけれども、その中でも持ち出しが莫大なものにならないというところはきちんと考えなくてはいけないと思っておりますので、最悪ということではありますが、これは、最悪という話をするわけですが、作らないということも最終的には検討をすることがあるのかもしれませんが、そういうふうになるべくならないように、作った上で採算性が見極められるというような状態を探していきたいと思っております。

以上です。

3 七原 私も以前勤めていた会社があるのですが、そこであったのは、設計まではしたのだけど、会社の意向でこれは採算性が合わないので辞めるということになって、そのときに設計費用だけは払うから、七原君いくらかかかったの、といただいて。そのときは建設会社の営業マンだったので、ちくしょう、ということだったのでありますが、今になって税金ということを考えると町長の今の御答弁は大変適確だと思います。闇雲に進んでこのまま無用な物を作っちゃったというと、更に税金を、今の計算で経費込みで約2億ですか、使うことになってしま

う。今辞めればひょっとすれば傷口は設計費用の数千万で済んだという判断にもなるので。そこら辺、中止ということもやむを得ない場合は除外しないという答弁には大変感銘を受けました。

御時間もありますので、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長 これで、七原剛君の質問を終わります。

議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。本日はこれで散会といたします。

散会 午後 3 時 56 分